

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(令和元年12月9日)

○ 三木 隆委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、産業生活常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

審査順序についてですが、市立四日市病院、商工農水部、市民文化部の順で審査を行います。また商工農水部において、1件の協議会、3件の報告、市民文化部において1件の所管事務調査、2件の協議会、1件の報告がございます。加えて、総務部より人権施策推進懇話会、同和行政推進審議会の会議報告がございます。

いずれも、当委員会の中で取り扱ってまいりますので、ご了承願います。

次に、今回の委員会の中で、新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきます。

ご提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしということで、承ります。

議案第61号 令和元年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

○ 三木 隆委員長

それでは、市立四日市病院にかかる議案の審査に入ります。

まず、事務長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

おはようございます。市立四日市病院でございます。

先週の一般質問に引き続きましては、本日から委員会ということで、トップバッターでお世話になります。

今回、私ども、収入、支出に係る予算補正1件、それと債務負担行為にかかります補正、こちら複数件ございますけれどもご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

それでは、予算常任委員会産業生活分科会として、議案第61号令和元年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算について審査を行います。

説明をお願いします。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

おはようございます。市立四日市病院総務課長の太田でございます。

まず、タブレットにつきましては、07、11月定例月議会、そして06、産業生活常任委員会、そして次、ちょっと下にスクロールしていただきまして一番下、205、補正予算資料市立四日市病院、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、まず3ページでございます。議案第61号令和元年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算でございます。

1項目めにつきましては、収益的収入及び支出の予算補正、特別利益、特別損失それぞれの増額でございますが、これにつきましては、10月末のこちらの産業生活常任委員会のほうでも一度ご報告をさせていただいている案件でございます。

令和元年8月に、当院が受けました税務調査におきまして源泉所得税の徴収方法について指摘を受け、源泉徴収額を修正することになったものでございます。徴収不足となりました源泉所得税、本税分とともに支払いがおくれたことによって課せられます延滞税、そして法定期限までに完納しなかった場合に課せられます不納付加算税を納付する必要があるために、特別損失を増額、また本税につきましては、給与所得者から徴収不足分だった源泉所得税の支払いを受けるために、利益のほうも増額するということでございます。

済みません。次のページでございます。これは、そちら総括表でございます。入りと出のところでございます。ごらんいただいて、次のページ、5ページでございます。

もう少し詳細にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1の目的でございますが、源泉徴収義務者であります本市が所得税法に基づき給与所得者の扶養控除等申告書というものを適正に提出させなかったことから、源泉所得税の修正が必要となり、源泉徴収不足の所得税とともに、先ほど申しました延滞税、不納付加算税を四日市税務署に納付するためが目的というところでございます。

その次の2番の内容につきまして(1)でございますが、所得税法上の適正な源泉徴収はどのようなものかといいますと、年初、その年の最初の給与支払い日の前日までに、給与所得者からその年の分の扶養控除等申告書の提出を受けることにより、主たる給与を受ける分として源泉徴収税額表の甲欄——主たる給与を受ける者——の税額を適用するというものでございますが、(2)でございます、本市が行っていた源泉徴収の仕方としましては、本市では、1月の年初時点において、職員から新年分の扶養控除等申告書の提出を求めておらず、年末調整のためにその前年の11月時点で提出を受けた扶養控除等申告書の扶養状況等に変更があった場合のみ、随時提出させる運用を行っておりました。そのような中で8月に当院が四日市税務署から税務調査を受けまして、扶養控除等申告書の提出がなければ甲欄による源泉徴収ができないため、本年中に退職した職員を是正対象としまして、乙欄によって税額を再計算するとともに、甲欄との差額分を源泉所得税徴収不足税額として納付するよう指摘を受けたというところでございます。

これでともに延滞税、不納付加算税の納付ということで、納付の内訳、下に表がございます。退職人数62人でございます。本税分としまして、2353万7754円。延滞税、これは年2.6%の率でございますが、36万7700円。そして、附帯税、不納付加算税、これは納期が過ぎたらこれが加算されるというものでございますが、これは本税の10%となっておりますので、235万1000円、合計2625万6454円というところでございます。

補正予算額、先ほど冒頭申しましたように、特別利益で2353万7000円、利益の分でございます。損失の分については2625万7000円の補正というところでございます。

次のページをごらんください。

徴収納付分還付の流れでございます。下に図がございます。数字1から5と丸が振ってございますが、まず、右のほうに1がございます。源泉徴収義務者として甲欄と乙欄の差額を当院が税務署のほうに支払います。その後、本来支払っていただく職員のほうから、当院のほうに先ほど支払った差額の分を個別に支払っていただきます。そのことによって当院は源泉徴収票を職員のほうにお渡しします。それをもって、職員が上の④でございますが、確定申告を税務署のほうにして、税務署がその差額を還付するというようなことで

ございますので、基本的には支払った金額が職員には戻っていくというようなところでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

2番目の項目、債務負担行為の補正でございます。

これにつきまして事項下のほうに、1番から7番までございます。7件ございますが、うち1番から4番までと7番の5件につきましては、来年度の4月1日からを履行期間とします契約のものでございます。

そして、⑤の1件については、来年4月から改修を始めます工事の契約を、今年度中に締結するものでございます。

そして、⑥については、来年度の看護師の採用者に対して貸付金の募集を今年度中に実施するものでありまして、全てにつきまして今年度中には支出を行わない、いわゆるゼロ債務というものでございます。

順を追って説明させていただきます。表の下、まず補正内容追加の①のところでございます。

給食業務委託費、令和元年度から令和4年度まででございます。限度額10億4541万8000円。患者さんに対しての病院食の業務でございます。

②につきましては、外来駐車場管理運営業務委託でございます。限度額5223万円。駐車場の整理、管理等々でございます。

次、8ページをごらんください。

③、業務・事務処理委託等に要する経費でございます。これ、その下、13項目ございます。全て履行期間1年のものでございます。概要の(1)から説明させていただきます。

まず、(1)臨床検査業務委託9196万5000円。患者さんへの医療提供のための血清であるとか血液であるとかたんであるとか、そういったものの検査業務の委託でございます。

(2)放射線量測定業務委託176万7000円。放射線を発する部屋がアイソトープ室、こちらに記してございますが、その放射線量の測定を委託するものでございます。

(3)歯科技工業務委託58万1000円。歯科の中で歯につける義歯でありますとか、補綴類と申しますけれども、歯につけるものの作成委託でございます。

(4)洗濯業務委託2554万2000円。白衣であるとか手術着であるとか、そういったものの洗濯業務委託でございます。

(5)電話交換等業務委託1163万7000円。電話交換、病院は電話していただきますと、

まず電話交換手が出ますけど、その電話交換、また、院内放送等の委託でございます。

(6) インターネットパソコン運用保守業務委託258万5000円。インターネットのパソコンの保守の業務委託でございます。

(7) 超音波画像ファイリングシステム保守業務委託84万5000円。超音波診断装置からの画像を管理するシステムの保守でございます。

(8) 内視鏡システム保守業務委託547万円。内視鏡におけるシステムの保守業務でございます。

(9) からは廃棄物のものでございます。

(9) 廃プラの処理業務委託858万円。廃プラスチックの処理業務でございます。

(10) こちらは金属類の処理業務委託24万2000円。金属の処理業務でございます。

(11) こちらは52万8000円でペットボトルの処理業務でございます。

(12) は事業系の一般廃棄物の処理業務委託で841万5000円でございます。

最後、(13) は古紙のリサイクルの処理業務委託8万8000円でございます。

次のページをごらんください。

次は、事業用機器等運用経費で2項目でございます。概要の(1) 新生児のベビー服の賃貸借でございます。賃貸借期間1年でございます。

(2) は輸液ポンプ、患者さんに薬剤を投与するためのポンプの賃貸借、こちらは6年が期間となっております。額は2302万2000円でございます。

次、⑤、高度医療機能強化事業費、ICU（集中治療室）とHCU（高度治療費）の改修工事でございますが、これは最後に施設課長のほうから説明させていただきます。

⑥、就職準備資金貸付事業費、限度額1500万円でございます。就職準備資金を看護師と助産師でございますが、貸し付けしますけれども、1人につき30万円で無利子でございますが、3年間当院のほうに在職しますと返還を免除するというようなものでございます。

最後⑦、事務用機器等運用経費でございます。こちらは補正内容の変更でございますが、この内容につきましては、ことしの年度当初にインターネットの賃貸借、Windows 7から10に変更する、これの運用経費の債務負担について年度当初に上げさせてもらっていますので、同項目ということでこちらについては変更ということになっております。これについては賃貸借期間5年間のコピー機の賃貸借でございます。限度額4744万8000円でございます。

私からの説明は以上でございます。続きまして、施設課のほうで説明させていただきます

す。

○ 今村市立四日市病院施設課長

施設課長の今村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

最後に⑤の高度医療機能強化事業費の詳細についてご説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

I C U及びH C U機能強化改修事業の債務負担行為であります。

目的として、高度医療や救急医療を担う病院の医療環境の整備のため、I C U（集中治療室）及びH C U（高度治療室）を拡張し、救急患者、重症患者や手術後の患者の管理体制の強化を図るものでございます。

内容として、現在、3階にあるI C Uを拡張し8床から10床に増床改修することとあわせて、4階のH C Uを3階に移転し、16床に増床改修を行うものでございます。

債務負担行為として限度額は6億5000万円、期間は本年度から令和2年までの2カ年で、今年度はゼロ債務でございます。

改修位置図をごらんください。3階平面図でございます。

右下のC病棟に手術室が配置されておりますので、今回のI C U及びH C Uを手術室に一番近い場所に配置しております。

改修工事工程としまして、本年度補正予算をいただき、入札後、2月に契約予定であります。まず、H C U改修として3階の病棟を改修して一時的に仮I C Uとして供用し、現I C Uを空にした状態で、拡張工事を行う予定でございます。改修後は、令和3年4月からI C Uと仮I C Uで利用した場所を、H C Uとして同時に供用開始する予定でございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら挙手の上、ご発言願います。

○ 小川政人委員

源泉所得税の事務の誤りは、前は行って来いで損害は発生せんと言わへんかったか。報

告のときに。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

報告のときに、本税分につきましてはお支払いをしますけれども、それについてはまた職員の方々からお支払いいただきますので、その分についてはプラスマイナスゼロですけれども、延滞税と加算税は発生するというふうなご説明をさせていただいたところがございます。

以上です。

○ 小川政人委員

加算税は発生するのやな。すると、約272万円になるのか、これは誰の責任や。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい。これにつきましては、納税義務者は病院でございますので病院の責任というところになると認識しております。

○ 小川政人委員

病院の責任だけで済むのか。事務やろう、これ。単純に事務を間違えたんやろう。ちょっと悪いとわびてもおらんけど。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい、おっしゃるとおり事務の手続の間違いでございます。それについては、以前についても事務の手続が適正でなかったというふうにご報告させていただきました。

○ 小川政人委員

何年からこういう事務をしているのか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい。確認したところでございますが、少なくとも平成18年以降は同様の手続をしておりました。

○ 小川政人委員

平成18年以降でこれだけで済んだということか。

ことしはこれだけで済んだということか。去年の分だけで済んだということか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

こちら、税務署のほうから結局これだけの分を支払いなさいという指摘を受けているわけなんですけれども、実際、昨年までにつきましては、年度の最後にも確定申告をしております。確定申告が済みますと実際本来払うべき金額を税務署としては実はもう受けているというようなことから、今年度分はまだ支払いがされていないというような状況でございますので、過去の分はもう確定申告でそれがもうきちんとされているというのを税務署としては確認しているというようなところを聞いております。

○ 小川政人委員

余り税金に詳しくないでわからんけど、確定申告は退職者だけがしておるとということか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

在職者については当院の年末調整できちんとそれはしておるところで、税務署のほうから確定申告については、退職者はまだできないので——年末調整は当院のほうでできますけど——退職者の方の分だけを支払いなさいというような指摘を受けたところがございます。

○ 小川政人委員

でもどっちみち270万円損害を発生させておるけどな、事務的ミスで。それはきちっと、これ、そんな簡単な問題と違うで。270万円も払わなくてもええ金を払っているんやから。もっと反省が全然足らないと違うか。事務的ミスはすらっと報告しておるけど。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

小川委員、おっしゃるとおりでございます。事務的に本来はきちんとすべきところをそうでなかったの、このような額を発生させたということにつきましては、病院、市全

体としても深く反省しなきゃいけない。私だけが、こういう形で、個人で言うところではなく、全体で反省しなきゃいけないという部分もあるというふうに、私も認識はしております。

○ 小川政人委員

あんただけ責めておるわけじゃないんやけど、それなら病院としてきちんと院長初めわびるべきやないか。当然そうやろうと思うんやけど、あんただけを責めておらへんで。病院として管理体制がミスっておるのやで、院長初めこれだけの欠損を出したんやで、欠損って営業的じゃなくて、単純な事務的なミスでやっているんやから、それはそれできちんとけじめをつけやなあかんと思うんや。

これ、市全部と違うもんな。ちゃんとやっておるところもあるやろう。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

この件につきましては、当院も含めて、市全体で同じような処理をしております。

○ 小川政人委員

市全体も同じか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい。さようでございます。

○ 小川政人委員

議会事務局は違うみたいなことを言っておったぞ。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

済みません。ちょっと私、正確でなくて申しわけないです。議員の方々は、違ったということをお聞きしまして、議員の方々は、本当に適正にされていたと。それ以外の市の職員につきましては、市のやり方、病院のやり方はこのような形でしていたというところでございます。

○ 小川政人委員

そうすると病院だけで270万円やから、市は市でまた多額の損害が出ておるわけやな。そういうことで。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

事務長、加藤でございます。

小川委員のご質問のとおりでございます。ただ、今回、私どもに対する税務調査が発端、契機になったというところがございまして、当然ながら、病院の事務方トップとしても、大いに反省をすべきことでもございますし、本当に申しわけないというふうに思っております。

再発防止というのは当然のことですけれども、今後、これに限らず全ての事務処理において、より適正に行われるようにいろんな研修なり情報共有を図り、人事当局とも図りながら二度とこういうことのないように万全を期してまいりたいというふうに思っております。本当に申しわけございません。

○ 小川政人委員

コンプライアンスができておらんだということやから、本当は市長初め病院もきちっと、事務的に担当者を責める話と違うもんで、ちゃんとやらんと、けじめをつけてやんと、また同じことをやるで、それはきちっと首脳部もやらなあかんわな。反省を、けじめをつけなあかん。税務署に出さんでもええ金を余分に出してしもうたんやで、返ってこうへんでな。それは言うておいてくれさ。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

もちろん今回、税務署から指摘されて、当然、市長、副市長にも報告をさせていただいたところでございますし、四日市市全体としての今回、重く指摘をされたということ、十分認識する必要があるというふうに考えておるところでございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

前回の説明のときに、昨年度までは同じ対処の方法で、ことしになってこれを指摘されたという説明やったと思っています。そうですね。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

事務の仕方はずっと同じような形でしていましたが、今回、税務調査が入って税務署から指摘されたというところでございます。

○ 早川新平委員

市立四日市病院には税理士とか会計士とか、そういうのはおれへんわけ。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

市立四日市病院が独自で税理士であるとか会計士を雇用していることはございません。

○ 早川新平委員

じゃ、淡々と前年を踏襲してやって、結果がこれを指摘されたということやで、まさしく青天のへきれきみたいなものやろうと思っているんです。前の説明のときにはな。ただ、今、小川委員が指摘したように、昨年までの対処方法ではだめですよという結果が、ことしのこの結果になって、延滞金までついておるか、そういったところの数百万円の形のところなんだけれども、事務局としてどこがあかんかったというところは、原因はもう把握できたんですか。

去年までやっておってよかったのにことしになってだめやと指摘されて、こういう罰を受けて、じゃ、どこをどういうふうにするかというのは、去年までは通っておって、ことしになって通らなかつたっていうことやから、その問題点というのはもうみんな認識できたんかな。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

当然その税務調査が今回入りましたので、税務署から指摘をされたところで、去年、おとしも税務調査が入ってはいませんもので、私どももこれが適正な事務手続だというふうに思っていたところでございます。

当然、こういうことが起こったことを受けて、税法の専門家である大学教授でありますとか、弁護士の方々にもご相談いろいろさせていただいた。これはちょっと本当に言いわけになってしまって申しわけないんですけど、源泉所得税というのは非常に複雑なところがあって、なかなかそれを専門にやっていないとわからない部分もあると。済みません、これはちょっと言いわけでしかないところがございまして申しわけないんですが、扶養控除等申告書は年の当初にきちんと提出させなければいけないということを税務署から指摘を受けて、本当にもう申しわけない話なんですけど、初めてそういうことを認識したということでございます。

全ての税法の規定をきっちり把握しなければいけないのは当然なんですけれども、今回、そこまで、私の場合、自分の中でわからなかった。初めて指摘されて、そうだったなというのを認識したというところはもう本当に反省すべきところではございますが、事務担当の職員もそれがずっとわからなくて、前年以前もしていたことは間違いない。

そして、今、甲欄で源泉徴収をしている。甲欄というのは主な勤務先を甲欄とするわけでございます、当院の職員でございますから、当然そのほかの病院で主に働いている方はいないと。結局、税務申告をきちんとすれば、乙欄ではなくて甲欄で再計算し直して支払う。そういう意味では税額は間違っているわけでは決してございません。払うべき金額を払っているところでございますが、手続的に年度当初の給与を受ける前に扶養控除等申告書の書類を出してもらわなければいけないというその1点が、確かに税法上書いてあるというところがございますので、その部分は、事務的に実践していなかった部分でございます。

本当にもう言いわけで申しわけないんですが、指摘を受けて、これはきちんとしていかねばならない。税務署のほうにも、今後こういうことが私どももないようにしたいので、例えば、税務署のほうから、こういうこともあるよというその勉強会とか指摘とかしていただけないでしょうかと、お願いしたこともあるんですけども、税務署はそういうことをする機関じゃないからと言われてまして、私どもで例えば税理士を雇用すればいいのか、そういうこと等も含めてちょっと人事当局とも話はしていきたいなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。最後にします。

これ、前回の説明のときに、市立四日市病院だけなのか、同じように前年踏襲で、大概会計処理はしているので、前年に何もなければ同じようにやっていくんだよな。ずっと全国的な問題なのか、市立四日市病院だけなのか、公的な病院で同じような指摘をされたところというのは把握していますか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

そこまでの——ちょっと申しわけない——調査はしていないところでございますが、どうも適正にしていたところもあるというようには聞いております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。以上。

○ 三木 隆委員長

傍聴に市民の方が1名、お入りになっております。

他に。

○ 小川政人委員

さっきの話やけど、税金に間違いはなかったと言うけど、戻したり入れたりしておるやんか。間違えておったから、出したり入れたりしておるのやろう。ごまかすなよ。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

申しわけございません。金額的に支払う金額は同額であったという意味で間違いなかったということですけど、手続が適正ではなかったということは真摯に受けとめますし、そのとおりだったと思います。

言い方が適切でなかったと思いますから、申しわけございませんでした。

○ 小川政人委員

市立四日市病院って物すごく従業員がおるんやわな。もっと多い企業もあるわけだけど、どこの企業でも、ほとんどこんなことを起こしておらへんで、ほかはきちっと、ほかのと

ころでもやっているところはありますぐらいのことを言うけどな。こんなのをやっておいたら企業、潰れてしまうで、信用問題になるで。だから、そういうええ加減な説明はせんと、反省だけしとれさ。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

監査事務局はあるものの、主に現金出納と事業監査しかしていないわけで、税法上の監査というのは、今、機能がないんですよね。この機能について、今、税理士を雇うべきかどうかっていうところまで議論が及んでないということであったんですが、現状、太田次長の答えられるところはそこやったとして、加藤事務長の答えられる範囲でこういうふうにしていきたいという思いはあるんですか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

何度も同じことを申し上げますが、私ども決して間違っただけではなかったというところで、適正なつもりで処理をしておりましたけれども、結果的にはそれが不適正な処理だったということで、まさしく青天のへきれき、指摘を受けたときには晴天のへきれきということでした。

今般、当院だけではなく、四日市市全体として同じ処理をしていたというところがございますので、例えば、当院で税理士さんをお願いするとかというところという部分も必要なことあるかと思うんですが、全般に関しては当院で、今回に絡んで、当院だけでというようなことは現時点ではまだ確たる方針が決まっているところではございません。

○ 樋口龍馬委員

企業会計という性質をどう考えるかで、それは別に連結で決算組んでおるみたいなものですがけれども、上下水道局と市立四日市病院に関しては、やっぱりそれぞれが会計に責任を持たなきゃいけないと私は思っているんですが、このあたりの市の考え方ってどうなんですかね。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

この税務調査につきましては、樋口委員おっしゃったとおり、税務調査の対象となるのが四日市市におきましては、当院、病院事業と上下水道事業だけになるというふうなことでございますので、今後、同じような税務調査が入るといこともございますので、そのあたりはどういった形が最もしっかり適正な事務ができるか、やられているのかがチェックされるような機能というのは必要かなというふうには思っております。

○ 樋口龍馬委員

さっき病院が発端となってこういったものが出てしまったみたいな言い方で、これはちょっと言い間違いだったんだらうなと思うんですよ。適正に処理を行うほうに方針変更したわけですから、むしろ病院で見つかったことが幸いだったというふうに認識すべきであろうというふうに思うんですが、いずれにせよ、金額を見ると、要は、病院の損失としては——言い方、悪いですよ——270万円程度の損が出たという見方もできます。

ただ、小川委員の言われるように信用という話でいうと、この1年分で済んでよかったねで済ませるべき問題でないということもまた事実で、確かにそれは、税理士なり会計士なりを顧問で雇えば、月に何万円、場合によっては十何万円というふうなお金払っていかないかんわけですが、そうすると年間百何十万円かかってきて、今までずっと黙っておった部分を考えてら得やないかというふうになってしまったらいかんわけですよ。

これから病院の会計に対して市民の皆さんから信頼をいただけるような方向性というのを、改めて検討し構築してもらおうということをお願いして、やり方が違っておったよというのが出てきたら、それは情報の共有を図って、本庁はどうしておると、上下水道局はどうしておるとい話ができるようにしていかないといけないと思いますし、市長の掲げた会計年度任用職員というのはどれぐらい役に立ってくれるのか、私はわかりませんが、使えるならば使ってもらわなあかんですし、ぜひ、税を預かる側の人間が、税法を誤っておったというのはいもうしゃれにもならんもんで、強くお願いをして終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

10ページのところなんですけれども、ICUとHCUのところなんですけれども、ICUが今までは8床あって、HCUは4床から16床に広げるということは、かなりこれから治療がたくさんあるのかなと思うんですけど、ちょっとHCUのこの高度治療室、高度治療というのはどういった内容のものをするんでしょうか。

○ 西村市立四日市病院施設課課付主幹

ご質問ありがとうございます。

ICUというのはご存じのように、例えば、オペ直後の重症患者さんとか、ERに運ばれてきました重症患者さん、特に、集中的治療が必要な方をこちらに入れることとなります。

HCUというのは、そこまで重症ではない、だけど、例えば人工呼吸器の管理が必要とか、そういう患者さんをこちらに入れることとなります。

今現在は、HCUが4床しかありませんもので、例えば人工呼吸器の患者さんが、ICUが満床であればそのまま一般病棟にいつてしまうとか、そういう状況がございまして、一般病棟には非常に負荷がかかっております。

今回、HCUを改修することによって、一旦人工呼吸器の患者さんをこちらで集中管理することによって一般病棟の負荷を減らし、一般入院患者さんへのケアを集中しようという意図もございます。

以上です。

○ 笹井絹予委員

そのHCUというのは、人工呼吸器を主にとということですか。

○ 西村市立四日市病院施設課課付主幹

人工呼吸器の患者さんも主に入れるということで、例えば、それ以外に重い透析患者さんとか、なかなか一般病棟で管理するにはケアが非常に大変な患者さんをこちらで管理することとなります。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

ちよつともとに戻りますけど、源泉徴収の件ね。

太田次長、この仕事は何人でしてみえるんやろうか。このところの仕事。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい。実際、この業務をしているのは総務課の職員2名でございます。

○ 日置記平委員

その2名の人は、この仕事を経験、何年になるやろうか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい、1名は8年、1名は1年でございます。

○ 日置記平委員

8年務めておるのやで、もう既に過去8年間これやってきてくれているわけや。これは大きなミス、責任感してもらわないかん。あなたのミスで上の人に全部迷惑がかかるんや。

毎年やっているのや、これがすごく難易度の高い仕事かと言われたら、こんなもの難易度の高い仕事ではないんですよ。毎年あるんやもん。毎年チェックシートでやってくれているんやで、これはちょっと疑って、何かそれ以外に原因がありはしないかというふうなことを疑われてもいけないので、これは、ミスは人間のやることですからあるんだけど、やっぱりミスが起きやすいのは難易度の高いものよりも、むしろ中以下のほうが多い。だから、8年やっていて、なれ過ぎていてミスが発生したかもしれないけど、こんなことから、一般の企業では顧問の税理士さん、会計士さんがいるので、その人たちに責任転嫁できるけど、行政についてはいないということやから、その担当チームのリーダーの人がしっかりやってくれないと、そのために8年間務めてもらってるんだらうけど。これも余り1年や2年で変わったのでは、またミスが発見できにくいところがあるけどね。これはや

っぱり、2名であったチームの中で、しっかりこの辺のところ、これから作業としてこれまで何もなかったのということやけど、こういうことはもう税務署はわかっておるんですよ。ことしは何を調査しようか、わかっているんです。だから市立四日市病院だけが調査されているんじゃないの。公的医療機関全部、これは調査に入っています。

そこで、これで発見できてきたんだけど、これをけじめにしっかりとひとつ、これだけじゃなくて数字をいじるということは大変重要な仕事なので、十分反省をしてほしいと思います。

以上。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

今の源泉徴収のところは難しいけど、ある程度の概略は理解をさせていただきましたし、甲欄・乙欄の適用の仕方の問題というのもあると思うんですけど、これは退職に基づいて差額が発生したというところですけど、例えば今後この給与所得者の扶養控除等申請書を提出させて、甲欄・乙欄適用する中で、今後、ほかにそのリスクとかというのはないんですかね。

退職はわかったんですけど、扶養控除等申告書の誤りであったりとか、訂正であったりとか、そういうことによってこういうことが発生するというようなリスクはないんですかね。よくわからんのですよね。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい。まず、これにつきましては人事当局のほうからも来年1月の給料が出る前に扶養控除等申告書を出させる、当然その方式にするということでありますので、以後、同じようなことは当然ながら起こしてはいけませんし、起こらないというふうには認識しています。

そのほかのリスクといいますか、どこにあるのかというのがちょっと、あるのかないのかというのは、私個人も税がどこまでというのはあるんですけども、当然ながら、そこはもう本庁の税務部門もありますし、人事部門もありますので、しっかり連携をとりなが

らきちっとやっていきたいという思いではあります。

○ 中川雅晶委員

その辺丁寧に、また、今回を機にさせていただかなきゃいけないのかなと思うんですけど、給与所得者の扶養控除等申告書が間違ったりとか、想定されていたよりも例えば収入が多くなったりとかする場合は確定申告なりして修正するとか、過少やったり過大やったりすると税務署のほうから指摘を受けたりとかとする可能性があるかもしれないです。それは病院の事務とは関係ないところのリスクかなとは思いますが、今後も少しいろんな観点から、庁内庁外含めて、こういうことが起こらないようにまたさせていただかなきゃいけないかなと思います。

続けて、債務負担行為の補正、たくさん債務負担行為の補正が出てきて、それぞれの金額を、会計年度またいで認めなきゃいけないんですけど、これだけの金額をば一っと出されて、確かに適正なのか適正でないのかという、よく判断つかないままどうなのかというところで、もう少し前回というか、今までの経年的な変化があるのかなのか、どういうところで、例えば、変化というか、増額であったりとか、減額であったりとかというのがよくわからないんですけど、その辺の資料とかというのは、ご提示いただくということ是可以するんですかね。これを認めてしまうと、ずっと認めなきゃいけないので。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

基本的には見ていただいているように、業務委託の部分が多いですので、人件費であるとか消費税分、昨年度については年度途中で8%から10%に上がっていますが、ことしは最初から10%というような部分の値上がりはございますけれども、以前のものがどういう形であったかというのは資料としてご用意をさせていただくということによろしいですか。どのように。

○ 中川雅晶委員

後でまたいただければなというように思いますし、今のお話をすると、主には消費税の分で補正をかけているという意味合いなんですか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

消費税の部分についてはある意味、当然ながら上がっているというようなところ、そして、業務委託については人がするところについては、その人件費が上がっている部分があるのかなというふうに思っています。ちょっと済みません。私も一つ一つどういう部分で何が上がっているかというのが、今すぐお答えできない部分もあるんですけども。ちょっとこちら施設課長のほうから。

○ 今村市立四日市病院施設課長

済みません。例えば8ページの産業廃棄物の関係につきましては、前年度より少し予算額のほうは少なくしております。それは、処理単価がちょっと下がったと、ただ、その下の10番の金属類につきましては、平成27年度までは有価物ということで買い取りをしていたんですけど、それが、このごろは排出するのにお金がかかるということで、処理単価がふえてきたことによって、増額のほうをさせていただいております。

それから、その次の11のペットボトル等についても、やはり処理単価が以前は60円やったのが80円ぐらいになってきたという形のほうで、処理単価等で増額のほうが入ってきております。

それから12番の一般廃棄物につきましては、単価のほうは据え置きですけど量のほうで少しふえたという形になっております。

そのような形で委託料について、毎年度見積もりをとってその中で予算額は上げさせていただいておりますので、その前後のところのほうが変わってきております。

○ 中川雅晶委員

わかりました。まだ全体会もありますので、それまでにもう少しわかりやすい資料を提出いただければありがたいかなと思うんですが、特に変化があった部分とかというのは、わかるようにしていただければありがたいかなと思います。お願いできますか。

○ 三木 隆委員長

中川委員、これ、審査に影響しますかね。

○ 中川雅晶委員

今の審査には影響しませんけど、最終的には、これだけではどうなのかよくわからない

ので、委託料を簡単に、はいわかりましたというのもあれかなと思いますしね。

○ 三木 隆委員長

対比するような資料というのは提出できますか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

はい、資料提出させていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

債務負担行為、複数年に係る債務負担でございますので、例えば、前回の契約金額は幾らだったと、そういった資料でよろしゅうございますか。

はい、わかりました。ご用意させていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

またもとへ戻して悪いけど、この二千三百何万円というのは、扶養控除等申告書をきちんと出させておいたら払わなくてもよかったのか。そこだけ教えて。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

本来、税務署が言うように、年度当初にきちんと出していただいたら、その段階で源泉徴収をしますのです、そもそも甲欄で表示することができますので、支払わなくてもよかったという金額でございます。

○ 小川政人委員

そうすると、四日市市の職員みんな払わんでもええ税金を余分に払わされて、あんたは

返しにいったんやわな、市が。太田次長自体もちょびっと回収された側かもわからんけど、そういうことになるんやわな。これ、職員組合、怒らへんのかな。こんな事務的な間違いで余分に税金を払わされたって、それは申告の義務が本人にあるのか、それとも経理のところできちっと申告をとらなあかんのか、下手するとこれ、損害賠償を、反対に職員から取られてもしょうがない。職員、よく返してくれたな。おとなしいな。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

おっしゃるとおり、退職した職員の方にお支払いしていただきたいということでお話を
して、これについては、本来は確定申告すればまた戻ってくる、その手間が必要ですし、
そういうような手間暇かけるということでは随分ご迷惑をかけているんですけれども、本
人にとって、結局はプラスマイナスゼロになるということをご理解いただいたのか、お
支払いについては今のところ順調に進んでいるというふうに聞いております。

○ 三木 隆委員長

他に、ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしの声がかかりましたので、これより、分科会としての採決を行いたいと思いますが
よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

これより分科会の採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を……。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

反対等々の表明はありますか。

○ 小川政人委員

反対じゃないんやけど、これ、補正予算やで認めやんと、過去の失敗に文句言うておっ
てもあかんのやで、決算では文句言わんならんけれども、ここでは反対できやんで、注意
して認める。しやあないわな、反対表明しても返すなと言えへんもんな。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認めます。原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第61号令和元年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算については、可決すべき
ものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは全体会に送るべき事項については、委員の皆様からご提案がありましたら、挙手にてご発言ください。

○ 小川政人委員

ここの分科会だけと違うので、本当はきちんと議論しておいたほうが、賛成反対は別として全部の部署にまたがる話やもんで、ほかの分科会はどうしておるか知らんけど、上げるだけ上げてみええのかなというふうに、僕は上げるべきやと思う。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

今回、議案としては人事課と上下水道局ともそれぞれに上がっていますので、当委員会としてこの案件を上げる必要があるかないかについては、私は必要ないのかなというふうに感じますが、全体会の中で話が盛り上がりまた他部局のほうから上がってくれば違うのかもしれないんですが、病院の1事例を全体会でもむということが必要かどうかという点については、私は不要というふうに考えます。

○ 三木 隆委員長

他の委員の方はどうでしょうか。

○ 中川雅晶委員

今の樋口委員の意見に賛成です。

○ 小川政人委員

病院の1事例と違うと思うんやけど。全部の部署の事例やで、1事例、病院だけの1事例でおれば補正は認めるんやけど、別のことやで。でも、この経緯に至る問題は、総務委員会が一番大きいんやわな。であるんやで。

○ 樋口龍馬委員

先ほど申し上げたように人事課でも今回補正が上がっていきまして、都市・環境分科会とかのほうで上下水道局でも上がっているんです。それぞれの部局でもんでいる話なので、病院の事例でもって我々が全体会に上げていくという必要はないのかなと。

強いて言うなら、この議論をもんでいないのは教育民生分科会だけという状況でありますので、特段の必要はないのかなというふうに感じるところです。

○ 小川政人委員

そうじゃなくて、ここの9人の議論とまた全体会の議論とでは、多分注目するところがそれぞれ違うと思うもので、これはきちっと各課にまたがることやで上げたほうがええのかなというふうに、意見。

○ 三木 隆委員長

それでは、多数決で判断しますので、全体会送りに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

賛成少数のため、全体会送りはなしといたします。

[以上の経過により、議案第61号 令和元年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

これで市立四日市病院にかかわる議題は全て終了しました。

お疲れさまでした。理事者の入れかえがありますので、委員の皆さんはしばらくお待ち

ください。

10 : 57 休憩

11 : 01 再開

議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第1目 農業委員会費

第3項 農地費

第2目 土地改良費

第4項 水産業費

第3目 漁港管理費

第2条 繰越明許費（関係部分）

第3条 債務負担行為の修正（関係部分）

○ 三木 隆委員長

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入ります。まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 荒木商工農水部長

済みません。お世話になります。商工農水部でございます。

商工案件、農水案件、予算案件と一般議案、それから協議会、ちょっと多数お願いしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

それでは、商工農水部中、農水振興課、農業委員会所管部分についての審査を行います。

議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算第6号のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、第3項農地費、第2目土地改良費、第4項水産業費、第3目漁港管理費、第2条繰越明許中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、農水振興課長、石田でございます。よろしく申し上げます。

資料のほうは、07、11月定例月議会、06、産業生活常任委員会、001、商工農水部の追加資料のところをごらんください。

○ 三木 隆委員長

はい、どうぞ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

ページ進めていただいて、5枚目50分の5ページのところをまずごらんください。

農地情報システム突合アプリ用基幹系システム改修業務委託費です。農業委員会のほうでは農地台帳というのを持っておりまして、こちらには農地の地目、所在地、それから貸し借りの情報等があるんですけども、農地法の規定によって必要な項目を公表するというふうにされております。

現在、インターネット上で、電子地図上で見られる状況になっているんですけども、この更新においては農業委員会が持っている農地台帳の情報と、住民基本台帳・固定資産台帳の情報と突合して、その差分を更新していくというふうなものになっています。

資料の真ん中下のこれまでの課題のところに書いてありますように、農業委員会の農地台帳とこの住民基本台帳・固定資産台帳の突合においては、データ形式が異なるため、そのデータの抽出、このあたりは手作業であったり、非常に複雑な知識を持つてする必要があります。この部分を簡易的に行うようなシステム突合アプリというのがございまして、こちらを利用すると簡略化して行うことができます。

今回、このシステム改変において、国のほうの機構集積支援事業というものを使って予算配分が可能ということになりましたので、今回その部分の増額をお願いするものです。

当初予算121万8000円でしたけれども、増額として189万2000円をお願いしたいというものです。全額が国から県を通じて支出されますので、財源としては全額が県支出金になります。

それから、次に進めていただいて土地改良事業費です。

こちらは地域にあります農道とか取水施設等の農業施設の整備維持などを行うものなんですけれども、内容のところにありますように、緊急地元要望というのがふえておりまして、例えばポンプが壊れたとか、取水堰のところにと土砂がたまって取水が困難になってきているというような要望がたくさん出てきておりますので、その部分に対応するための増額をしたいというものです。委託料、調査・測量・設計で850万円、工事請負費として300万円、合わせて1150万円。

それから川向井堰修繕工事、西坂部町に川向井堰という取水堰があるんですけれども、以前からかなり老朽化が進んでおりまして、今回の大雨も影響もありまして一部崩落して取水が困難になっております。

この復旧に向けて今年度において設計等の委託を行って、今後の修繕工事をしていきたいと。今回は委託料2200万円の増額をお願いしたい。合わせまして3350万円の増額です。このうち工事に関しましては、土地改良事業の場合は地元から5%負担金をもらっておりますので、特定財源として15万円、一般財源3335万円となっております。

それからその次のページ、農地耕作条件改善事業、これは国の補助事業なんですけれども、地域の担い手農家へ農地集積を進めるところにおいて、利水環境整備など耕作条件の改善を同時に行うという場合における補助事業になります。

内容のところにありますように、羽津地区において、今回、国への事業要望が採択されましたので、農用排水路整備を行いたいと思っております。

場所は位置図にあります。これ羽津地区の、この地図の上が北なんですけど、上のほうに横に走っているのが富田山城道路です。ちょうど近鉄の高架をおりたところの南の部分の一団の農地になります。ここは大規模な法人農家が経営しておりまして、この赤いところがそうなんですけれども、この赤い経営農地に向けて集積をしていきたい、同時に水路の整備を行いたいというものです。

写真にありますように、この地区の水路は土水路になっておりますので、これをU字溝に変えていきたいというものです。今回は測量設計800m、金額にして1200万円を増額したいと思っております。補助率2分の1ですので、財源としては県支出金600万円、一般財

源600万円になります。

それからその次のページ、水産物供給基盤機能保全事業、こちらは漁港施設なんですけれども、平成27年度にかけて長寿命化、更新費用の平準化に向けての機能保全計画というのをつくりました。これに基づいて現在、磯津漁港ではしゅんせつ工事を行っています。

しゅんせつ工事自体は平成28年度から行っているんですけれども、本年度においては、しゅんせつ土砂の処理をどうするかということで、調査費用として1400万円、当初予算でお願いしておりました。

今回、このしゅんせつ土砂の処分に関しては、四日市港管理組合のほうで受け入れ可能ということになりましたので、この1400万円を工事に回すのと、国のほうから追加で1649万5000円補助ですけれども、この分の採択ができるということでお話をいただきましたので、この分を増額してやりたいと思っています。

ただ、しゅんせつ工事につきましては海水が濁りますので、鈴鹿のほうのノリ養殖に影響を与えるということで冬の間は工事ができません。したがって全額を来年度に繰り越したいというふうに思っています。補正予算額は3299万円で、うち2分の1補助ですので、県支出金が1649万5000円になります。両方合わせまして4699万円を来年度に繰り越させていただきたいと思えます。

それから次のページ、こちらは債務負担行為の補正になります。

一番上、北五味塚排水機場及び開栄樋門ほか保守点検業務委託、こちらは磯津漁港のところにある北五味塚排水機場と楠漁港のところにあります開栄樋門、これの保守点検、それから、大雨時高潮時のポンプの操作、樋門の操作、このあたりの業務を委託するものです。

4月1日当初から業務を当たっていただく必要がありますので、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為、限度額849万2000円をお願いしたいというふうに考えています。

農水振興課分は以上です。

○ 三木 隆委員長

説明をお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら挙手の上、発言願います。

○ 樋口龍馬委員

お願いします。5ページなんですけれども、突合システムをつくっていただく、改修していただくのはいいんですが、相変わらず利用は余り進んでないんですかね。

農業委員会のほうの現状をちょっと教えてください。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい。この公開しているのは農地ナビといいまして、インターネット上で農地のそこがどれぐらいの貸し借りがされているか、面積がどれぐらいかとかいう情報が見られます。

これはある程度その地域の農地がどういう状況かということの意識を持って調べようと思えば割と使えるんですけれども、全体的にこの地域の農地がどういう状況かということであれば、なかなか難しいというところがありまして、今後利用の幅を広げていくのに、また一方で、うちら、地域づくり、農地集積ということをしていこうと思っておりますので、そういった話し合いを進める中での利用を高めていく必要があるかなというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと基本的に質問になってしまって、申しわけないんですけれども、これは登録制になるんですか、それとも、市なり農業委員会が農地をば一っと拾ってきて、入れ込んでいくんですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、農業委員会が持っている情報が必要な部分だけそのまま公開されると、流れて、自動的に公開されるような形になっています。

○ 樋口龍馬委員

ごめんなさい、必要な分だけというのは。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

例えば農地面積であったり、そこが農業振興地域の農地であるかどうか、それから、例えば貸し借りが、利用権設定がどれぐらいされているとか、そういった情報が載っています。

○ 樋口龍馬委員

はい、ありがとうございます。

○ 早川新平委員

同じところで、これ、当初予算と実績見込み、補正のほうが多いんやわな、当初予算より。これは見込みが甘かったのか、どういう理由で、当初が121万円で補正が189万円、1.5倍ぐらいになっておるのやけど、これはどういう結果ですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、今回この突合アプリの改修業務というものが、国のほうで補助していただけるんですけども、それが採択可能ということのお話をいただきました。これ10分の10補助ですけれども、その部分が全額上に乗ったというふうな形です。

○ 早川新平委員

それは説明していただいてわかっておるんやけど、当初予算というと121万円だから、そのアプリというのはそのレベルの見積もりやったということでしょう。逆に、国から補助が来るから、もっとええやつにアップしたとかいうふうに、僕はとるんやけど、どうなんでしょうか。

○ 前田農業委員会事務局副参事

はい。まず、当初予算の内訳でございますが、これは121万8000円の内訳としましては、臨時職員の賃金であるとか、私ども農業委員会のほうで、農地の利用状況調査をさせていただいているんですが、その際の農地パトロールの帽子であるとかマグネットシートのような消耗品関係、それと、遊休農地所有者の方に、農地の今後の利用意向を確認するために通知を発出しておりますので、それにかかる郵便料金等を含めまして、およそ121万8000円の計上となっております。

○ 早川新平委員

いや、それはわかるんやけど、実績がめちゃめちゃ倍以上になっているわけやんな。だ

から、その補正をここで180万円何がしを補正お願いしますというのやったら、当初から、今、説明されたところは固定のところと繰り入れられると、私は思っておるのやけど。そのところを説明してほしい。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

今、申し上げた意向調査であったり荒廃農地調査というものはもともと農業委員会がやっている情報で、そういった情報がこの公開システムの中で公開されています。なので、今回、突合して公開するという部分は全く当初では想定されていなくて、その部分のシステム改変が新たに国のほうで事業採択できるよということになりましたので、今回この補正の予算の中でお願いしているという状況です。

○ 早川新平委員

ということは、当初は、市独自のやつやったらこれぐらいやったんやけど、国から、こういう補助ができるのでグレードアップしたという感覚やな。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、そのような内容になります。

○ 早川新平委員

まあ納得、何とか。

以上。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

要望ですけどね、風水害で、予期せぬ災害が各地で起きていますので、特に四日市でもね。

農業に係る井堰の問題が、非常に痛みが激しい。これ、直すと農業専従者の負担が物すごい大きいだけに農業専従者も大変やと思うんだけど。これは一遍、全市的に井堰の問題

が調査をしてもらって、やっぱり県や国との、もう激甚災害のものも特別予算が出てくるものがあると思うんでね。その辺のところをちょっと、農業専従者ともいろんな問題を共有しながら、新しい井堰の改善に向けてひとつ努力をしてほしいなという要望です。

私のところへも、いろいろ地域から小さいものから大きいものまでたくさん、今、出てきていますが、なかなか市単独では解決できにくい問題もあるので、国土交通省、農林水産省等へもやっぱり要望を出しながら、前向きにひとつ検討して協力をしてあげてほしいと、お願いします。

○ 中川雅晶委員

この北五味塚の排水及び樋門の保守点検業務委託の前回実績は幾らだったんでしょうか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

済みません。今、ちょっと正確な数字、持っていないんですけど、大体八百数十万円ぐらいになります。

○ 中川雅晶委員

ほぼ同じというふうに理解して、あと、消費税の増税分がプラスになっているとかという形で、今回の金額設定されているということで理解すればいいですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、そうです。特に大雨時が多かったりすると、待機時間であったり、ポンプの稼働時間が長くなるので、過去にも場合によっては増額補正というのをお願いしているときがある。大体、過去の何年間で多い部分みたいな想定をした上での金額を載せています。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

先ほどの農地情報のシステムのアプリなんですけれども、これは以前からアプリが入っていたということでしょうか。それからもう一つ、できたらアプリの名前を教えてください。

きたいのと、それから、このアプリの内容というのは、農地台帳情報と住民基本台帳・固定資産課税台帳の情報を今までは手作業で双方のデータ形式に合うようにやっていた、このデータ形式が異なるから、そのアプリを使うようになったというんですけど、そのアプリをもし今使っているのであれば、どのぐらいその処理速度が上がっているんでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どなたが。

○ 濱口農業委員会事務局

はい、農業委員会事務局、濱口です。よろしくお願いいたします。

まず、今回、突合用のアプリの正式名称なんですけれども、正式名称が農地公開情報システムフェーズ2という名前になっておりまして、そちらの突合用アプリという名前になっております。こちらが正式名称でございます。

現段階まで、こちらの農地情報公開システムというシステムなんですけれども、実際のところ、平成28年に一度更新をさせてもらっておりまして、その後更新が全くされていない状態にはなっております。現段階は、農地情報公開システムというシステムではなくて、一応、農業委員会の中で持っている独自のシステムを使って事務等をしているような状態でございます。

今回のこちらの改修業務委託の内容の中では、インターネットでの公表に特化したものを行うための改修業務委託となっておりますもので、今回はその突合アプリ用のデータへの変換に対応したものでございます。

ですので、今まで手作業でやっておったものが約10万筆ぐらいございますもので、そちらが全て改修業務委託によって、処理ができることによって、もう数十時間は業務の短縮ができると思います。

以上です。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

9ページの北五味塚排水機場のところで、大雨注意報が発表されたときには、待機をするというんやけど、これは自動化はできやんのやろうか。どんなポンプなのかよう知らんけれども。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

例えば、水位が上昇すると自動的にポンプが動くとかそういったことですか。

例えばそれだけだと、システムの的にできるかもしれませんが、周辺の状況とか、それからポンプを実際に運転させるための作業、そういったものもありますので、かなり大きなポンプですので、人が行って起動に向けての待機をしているということになります。

○ 小川政人委員

ようわからんけど、水位によって自動的にポンプが動くようにできるはずと思っているんやけど。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

北五味塚排水機場は、今、ポンプ5台あります。能力が違うポンプが複数台あるんですけども、かなり古いポンプでありまして、システム改修とか何かをすればできるのかもしれませんが、現段階ではやっぱり人が行って起動の作業をして動かすということが必要な状況です。

○ 小川政人委員

だから、そういうのをなるべくなくしたほうが、ミスが減ると思うので、改修して自動でやってもらうようにしたほうがええのと違うかな。結構金かかるやんか。年間、保守が年6回やるだけなら、そんなにはかからへんと思うけど、それ以外に待機のための費用がいっぱいかかるんやと思うので、そこはちょっと見直していかんと、安全対策という部分からいっても自動化しておいたほうが良いと思うので、検討してください。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

ポンプ自体かなり古いものですので、例えば、そのポンプの改修、更新とかにあわせてそういった対策をとるといふことも考えられなくはないので、一応検討させていただきま

○ 小川政人委員

更新もいいけれども、更新せなあかんのやったら、そんな古いやつはもう早く更新するべきやし、更新しなくても自動にできる可能性があるもんで、それをちょっと探ってみて

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

自動化に向けてどういふことをしなければいけないかだけ、一遍検討させていただきま

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

8ページのしゅんせつのところで、お伺いをします。

この内容のところに、ことしは四日市港管理組合の管理地である石原地区埋立地に投入できるということで、しゅんせつと投入というのは、僕はセットやと思うておるのやわ。しゅんせつしたら、今度それ、どこかへ投入せなあかんのやで、もともとしゅんせつする時点で投入のところは、場所は決定しておるのと違うのか。それとも別個でやっているのか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい。今まで楠の南部浄化センターのところの埋め立てに入れさせていただいておりました。ただ、昨年度まででもういっぱいになりましたので、今後どこに入れるかといふことを今年度調査するといふ計画でおりました。

○ 早川新平委員

今の説明でも理解はできるんやけど、これで別個になると、今年度はということじゃないしに、今までの楠のところへやっておった場所があって、新たに今度はどこかを投入という、僕はそのセット、この箇所だけの問題ではなしに、常に出と入りはセットで考えていかなあかんで、それやとちょっと誤解を招くなということを確認する意味で、ご質問させていただきました。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、今年度はその処分先、それからもともと海洋投棄という方法もあるんですね。それも含めて検討していたんですけども、四日市港管理組合のほうで受け入れのいろんな制度整備とかがあったんですけども、その辺の調整ができましたので、幸い入れさせていただくということに決まりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

はい、それでは別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算第6号のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、第3項農地費、第2目土地改良費、第4項水産業費、第3目漁港管理費、第2条繰越明許費中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会審査に送るべき事項について、委員の皆さんからご提案がありましたら、挙手にてご発言ください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農業水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、第3項農地費、第2目土地改良費、第4項水産業費、第3目漁港管理費、第2条繰越明許費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第56号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）について

○ 三木 隆委員長

次に、それでは続いて、議案第56号令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算第1号を議題とします。

説明をお願いいたします。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場長

食肉センター・食肉市場、森田でございます。

資料のほうはタブレットの先ほどに続きまして、50分の10をごらんください。よろしいでしょうか。

特別会計に係る債務負担行為ということでございます。

食肉センター・食肉市場の清掃業務の委託ということで挙げさせていただいてございます。

こちらは施設内の事務所、会議室、更衣室、倉庫、トイレ、廊下、階段の床面、窓ガラスの定期清掃及び分別ごみの収集業務を委託させていただいております。

債務負担行為額、限度額144万4000円でございます。期間としましては、令和元年度から令和2年度までということでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら挙手の上、ご発言願います。

なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第56号令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算第1号について、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会審査に送るべき事項について委員の皆様からご提案がありましたら、挙手にてご発言ください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは全体会会議に送らないものとします。

[以上の経過により、議案第56号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第75号 四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定について

○ 三木 隆委員長

続いて、議案第75号四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい、資料は、今の資料を進めていただいて、50分の19ページをごらんください。

議案第75号四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定です。ふれあい牧場につきましては、現在の指定管理者は今年度いっぱいですので、新たな指定管理者を選考いたしました。

ここにありますように指定管理者候補者として、四日市酪農グループ。四日市酪農グループというのは有限会社四日市酪農と四日市酪農業協同組合、この2者のグループになります。現在の指定管理者と同じです。

提案価格として3932万5000円で期間は令和2年度から令和7年度までの5年間になります。選考の結果として下のほうに点数あります。67.1点ということで、選考されました。

説明は以上です。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手の上ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

採決にかかわりませんので、ふれあい牧場の来場者とかの現状がわかるものをまた資料として配付をいただきたいというのと、行政は結構多いですね、指定管理の入札終わった後に、ここに決まりましたとあって、契約関係の議案だけぽんと上がってくるのが。

結局、どんな実績を評価して特定にしているのかとか、ふれあい牧場は場所柄こうなってくるのはしょうがないんですよ。もう少し、気を使ってほしいなど。プロポーザルにするにしても特定にするにしても、理由云々も知らされないまま特定とあって上がる

のは、ちょっと議会としては容認できんのかなと思うところがありますので、今回は契約がおくれてもいけないので、僕は認めていこうと思っていますけれども、こういう事業が行われてきて、どういう提案が行われて、どういうことをしようとしているのか、この点についてわかる資料を後日お願いします。

○ 荒木商工農水部長

大変申しわけございません。

おっしゃっていただいた資料につきまして、来場者、それと選定の理由、特定の理由でございませぬ、その辺の概要がわかる資料、早速つくらせていただきまして、提出させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

詳しい資料は配らんとあかん。審査の点数とかさ、もうぼんと一発で書いてある。あつ、1者だけやでか。わかった。もっと詳しいちゃんと丁寧な資料を出してよな。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

このふれあい牧場は、歴史は今、何年目でしたっけね。ざくつとでええですよ、10年とか20年とか。まあ、よろしいわ。はい。いいわね、わかった。

○ 宮本農業センター所長

ふれあい牧場の歴史なんですけど、ちょっと手元に今……。

○ 日置記平委員

よろしい。

○ 宮本農業センター所長

昭和30年後半からという形になっております。

○ 日置記平委員

何を尋ねたかというところ、ここに数字が出ていますが、市民の好感度、いわゆる投資効果は発揮できているんやろうかどうかというところについては、少し知っておく必要があるかなというふうに思うんですが、場所が場所ですけど、投資効果だけが全てを判断する基準にはならないといえそうですけど、唯一の公園でもあるし、自然と動物と触れ合う場所ということについては、南部丘陵公園でもこの間ウオーキング大会に行ったら若い女性が作業してくれていました。あんた頑張っているねと言ってちょっと励ましてあげたんですが、この辺のところについては何か考えがありますか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい。ふれあい牧場はおっしゃるように、自然の中で酪農業と触れ合う場として、本当にいろんな子供、子供たちたくさん来ていただいています。

やっぱりこういうふうな自然の体験というものができるところというのは、ほかにはないと思っていますので、今回の選考でもそうだったんですけども、そういう体験メニュー的なことを通じるのと、農業への理解というところの提案もありました。それで今回選考しているところがあります。

また資料で、来場者等はお示しさせていただきますけれども、地域の一つの大きな観光プラス農業の拠点というふうな位置づけでしっかりしていただいている。そういう状況になっています。

○ 日置記平委員

年間行事、私も余り詳しくは知りませんが、花見のときとか、秋のバーベキューとか、いろんな形の利用者がおいでになったと思うんですが、イベントとして、あそこはサイクリング大会のいろんな起点にもなっていますが、これからの新しいイベントで集客が増大していくような形が望ましいかなと思いますので、ひとつこれからも頑張ってください。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言ください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第75号四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第75号 四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、予算常任委員会産業生活分科会の報告としまして、農業センター再整備事業についての報告がありますので、説明をお願いいたします。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

資料を少し戻っていただいて、今の資料の50分の11ページ、こちらまでお戻りください。農業センター再整備事業という表紙がついていますので、この次の50分の12ページから内容になります。よろしいでしょうか。

まず、地域への説明、意見聴取の経過ということで、こちらは6月定例会議会のときにも一度報告をさせていただきました。

この表の6月13日のところまでは、前回ご報告をさせていただいていると思いますが、その後の経緯について簡単に報告させていただきます。

6月、7月、9月というふうに、地域の自治会役員の方、それから県小学校のPTAの役員の方に、整備の内容、それから特に工事期間中どういうふうな安全体制がとれるかということの意見、心配が多かったものですから、そのあたりを中心に説明をしました。

それから一番下10月2日には県地区で市長のタウンミーティングがありまして、こちらでも農業センターの整備の事についてテーマとして上がりましたので、ここは意見交換を行いました。

それから、次のページに行ってください、上、10月に入りまして小学校の保護者会に対して説明を行っています。

あと、農業センターのすぐ隣に県保育園がありますので、保育園の保護者の方、自治会役員の方について経過報告を都度行っています。

表の下にちょっと簡単にまとめたんですけども、地区の住民の方はまず排水対策はどうなのかという声が聞かれました。これに対しましては、汚水については下水に接続します。それから雨水は貯留槽でためて、量を調整しながら排出するという事で理解を得ております。

今、残っているのは、小学校の保護者の方からやはり農業センターと地区市民センターの間の道が通学路になっているものですから、工事期間中の安全対策、それから給食センターができてからの配送車の安全対策、このところがとても心配だという声がまだ残っております。これにつきましては、工事期間中は当然誘導員の配置とか、案内看板をつけるとか、時間を制限する等で対応はしていくんですけども、その後の給食センターできてからの安全対策についても、道路路面上を少し舗装するとか、歩道の部分を区別するとか、そういった部分を道路部局のほうと今詰めてどういうふうな整備ができるかというのは検討している途中です。

これは、農業センターの整備にしろ、給食センターの整備にしろ、工事工程がかかる前

に、また改めて今回こういう対策をとっていきますというのを、その都度説明をさせていただいて進めていこうというふうに考えています。

それからその次に、新たな農業センターの基本コンセプトのところです。

ここのコンセプトにつきましても、これも6月のときに基本的なことはお話しさせていただきましたので、今回もう少し具体的な部分についてご説明をさせていただきたいと思っています。

コンセプトはここにありますように、もうかる農業、強い農業、新しい農業、生活の中にある農業、この四つの基本コンセプトがあります。

もうかる農業については、実施する事業のところにありますように農業を生産、生産物をつくるだけじゃなくて、試作加工のところについてやっていきたいというふうに思っています。したがってここでは、食品加工室とか研修室、物販室みたいなものをつくってほしいというふうに思っています。

それからその下の強い農業、これは、農業生産、しっかり付加価値を高めるためにどういったものをつくっていくかというようなところを中心にやっていこうと思っています。実施する事業として新規作物の普及促進とか、これから農業をやりたい人について、どういう作物がどうやってつくるかという体験的なことができるように、そのために、ビニールハウス、相談室、試験圃場、体験圃場等を整備していきます。

それからその次に、新しい農業、これは先端技術を活用した農業で、今話題になっていますICT技術のほうを何とか利用できないかというふうに考えておきまして、新しく整備する農業センターには気象センサー、あるいはウェブカメラ等を設置しまして、そのときの気象状況とか土壌状況というのをリアルタイムで観測できるようにして、そのデータをためていきたいというふうに思っています。これは、生産経過と結びつけて、その地域での品質向上とか収量増加に向けての、何か取り組みにつなげていきたいと思っています。

したがって、農業センターにセンサーをつけるだけでなく、産地のまとまった、例えば、お茶の産地にもセンサーをつけて、あわせてそういったことでの取り組みを進めていこうと思っています。

そういったところのデータ集積と解析、それから生産者との結びつきのところを、農協さんとか農業改良普及センターとかの協力も仰ぎながら農業センターでやっていこうかなというふうに思っています。

それから最後に生活の中にある農業、これは食育とか地産地消の部分になります。

これは栽培・収穫体験、調理体験、給食センターもできますので、それも合わせた形で調理体験とかもやっていきたいと思っています。それから、せっかく中学校給食センターがありますので、給食の試食ができる場面も設けていこうと思っています。

農業センターに関しましては、農業者の方が基本的には出入りをしますので、例えば農業者の方が研修に来られたときに、ちょうどお昼近辺の研修であれば給食も食べていただくかなど。できたら給食への理解を深めていただいて、給食食材への地産地消をちょっと進めていくような、農業者の意識づけということができないかなというふうに思っています。

それから最後に、農福連携が書いてありますけれども、農福連携、なかなか実態としては難しいところがあるんですけど、障害者の方が農作業をする上でどういったことができるかという、その障害者の方の体験というようなことも農業センターの圃場を使ってできるというふうに思っていますので、そういったあたりにも力を入れていきたいというふうに思います。

次のページが、全体のレイアウトイメージになります。

これは前回もちょっとお見せしたんですけども、特に、今回南のほうの南ゾーン、圃場エリアと施設エリア、このあたりはあくまでもイメージですけども、こういった形での整備を進めていきたいというふうに思っています。

給食センター一帯に整備する部分で、いろいろ一旦農業センターを撤去してというふうな工程が必要ですので、上の左のところに仮設事務所というのが書いてありますけれども、全体の整備イメージとしては、この南の黄色い部分の圃場をまずつくって、それから上の赤いところをつくるために一旦農業センターは左の三角のところに仮設でつくって、上の囲いの中で農業センターの施設と給食センターの施設を一体としてつくっていくというふうな工程を踏んでいこうと思っています。

そのスケジュールが最後のページ、今後の進め方ということで、令和5年度の当初から稼働できるようつもりで、今、進めているところです。

ちなみに、今年度、令和元年度は、農業センターにつきましては用地測量を行ってまして、これはほぼ終わりになります。

それから来年度は、まず仮設事務所をつくっていきますので、それに向けて、仮設の場所に木が生えていますので、それと南ゾーンのところのハウスをつくる場所も樹木園になっていますから、その一帯あたりの抜根伐採、これについて今年度の後半でまず手をつ

けていきたいというふうに思っています。

農業センター自体は来年度の途中から基本設計、実施設計を行った上で、令和3年度から令和4年度にかけて建築工事をやっていくという予定にしております。

一番最後に、下のほうに大体整備、どういったところでやっていくか、それから超概算ですけれども、大体どれぐらいの予算がかかりそうかというところをまとめました。これ、今まで含めた部分も合わせて全体事業費として、農業センターの整備については、4億円少々かかるというふうに見込んでいるところです。

説明は以上です。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手によりご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。13ページ、地元住民の説明なんですけど、今後の説明に関する内容、こういうふうに説明していきたいということは記されているんですが、スケジュール感があれば、ちょっと教えてほしいんですけど。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい。まず今、決まっている部分では、年明けぐらいに保育園の方と、それから小学校の保護者の方への説明をしたいなと思っています。

実際、農業センターに関しては抜根の作業が年明けに出てきますので、そのときに業者が決定した工程を一度説明させていただいて、特に安全対策ですけれども、工事期間中こういったことをしますよということの説明をしていきたいというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員

今、附帯決議はあれども進められる部分を進めていただいているっていう流れなんですけど、附帯の要件を満たしたというのはいつ来るんですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

はい。最終的に地域の皆さんが、全員がわかりました賛成しますという形になるのが最終形態だと思うんですけども、今、おおむね了解をしていただいで、一部の方でまだここはどうなんだというふうな心配の声が聞かれているという状況になっていますので、そのあたりを払拭できるように、説明を重ねていっていきたいというふうには考えているところです。

○ 樋口龍馬委員

わかりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

マイナスの発言するわけではないですけど、農業センターについては初めから僕は余り好意的な気持ちを持っていなくて、県立の四日市農芸高校とともに一緒にしたほうがいいという提案をしたんですが、ここで非常にいい表現を使ってもらっているので、基本的なコンセプト、もうかる農業、強い農業、まさしくそのとおりやね。

すると、これからの現状の四日市、三重県の農業、小口の農家が本腰で取り組んでくれる気持ちになってくれるかどうかというところなんですよね。農業経営です。

だから、そのこのところをこう書くことが、コンセプトが非常によくて、これいいですよ。もう視点はすごくいいと思います。

この方向に行くために農業センターをこうしていくというのが、少し時代錯誤、合っていないなというふうに思うのね。

だから、国も県も市も、それともう一つは、こういう施設を民間企業にもやって、公私協力型のこの施設にするとすごくいいというふうに思うんです。

何でかといったら、農業経営はもう二極化するんじゃない。今までのような零細農業と、それから法人化した、企業化した農業、大型の農業というふうに二極化すると思うんですよ。

どなたか、いなべ市大安町へ行かれたことありますか。トマト工場、ある。ないね。驚くに、あのトマトの工場。どこがやっていると思います。どこがやっておるの、これ。こ

れ、何になるのと思ったら、トマトの工場というんですよ。トマトの工場に見えない。膨大な装置で、員弁川が北東にあって、早く言えばデンソーの下なんです。ここの農地を全部平地にしてハウスが建っているんや。どこの食品工場かなと思ったんですが、やる企業がデンソーやって。トマトをつくるというんやわな。驚いたね。

いや驚くべきことではないかもしれん。デンソー、あそこは電装部品をつくっているんですけど、もうそういう発想です。

やっぱり農業センターは、私の意見ですけど、四日市市がいろんな形で地元と苦勞してやってもらっているんですが、これはこれでよしとしても、次のステップとしてそんな方向でね、産、官——学も入れてもいいでしょうか——そういう形の研究センターをつくるべきやというふうに思います。

ここで築いた基礎をもとにして、ということは、次、産業界とタイアップせないかんわけですよ。四日市は、本社機能を持つ工場があったと思うよね。そういう工場と、そして、味の素だって農業にこれからかかわってくると思うし、太陽化学もいろんな形でバイオの関係からそういったこともあると思うので、市のほうもそういう産官学の連携で、そんな方向に、もうかる農業、強い農業の方向へ行くなら、それしかないと思うのでね。これから一つ頑張っけて取り組んでほしいと思います。

これに甘んじておったらあきませんで、こんなちっぽけな農業センターで。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度とします。

11 : 51 休憩

13 : 00 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、午前に引き続き審査を行います。

傍聴に市民の方1名、傍聴に入られました。

それでは、商工農水部中、商工課所管部分についての審査を行います。

議案第69号 四日市市企業立地促進条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

議案第69号四日市市企業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

説明をお願いします。

○ 渡辺商工課長

商工課長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料は、先ほどの引き続きになるんですけども、タブレットの1枚目からいきますと、07の11月定例月議会の中の、06の産業生活常任委員会の中の、001商工農水部追加資料というところで、50ページから成る資料の20ページのほうをお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。お願いします。

○ 渡辺商工課長

四日市市企業立地促進条例の一部改正についてということでございます。

こちらにつきまして、企業立地奨励金制度というのがございますけれども、そちらにつきましては、事業所の新増設に伴います設備投資を支援するというものでございまして、今のルールにつきましては令和2年の3月31日に効力を失うということになっております。本市の産業が競争力を確保しまして持続的な発展を遂げていくために、さらに5年間の延長をさせていただきたいということで、条例の改正ということで上程させていただいているものでございます。

まず、制度の内容でございますけれども、条例に基づきまして、事業所などの新設ある

いは増設事業に対しまして、新たに投下されました固定資産総額に対する固定資産税の相当額を立地奨励金として交付しているものでございます。

中身といたしまして、重点分野というものを置いておりまして、それらについては重点的に支援をしていくというふうにしておりまして、その奨励措置の内容といたしましては、交付額の上限を10億円、交付期間を3年間というような形にさせていただいているところでございます。今回は、そちらについては、その措置の内容については変更するものではないでございます。

改正の具体的な中身でございますけれども、22ページのほうをお願いいたします。

こちら、概要にまとめさせていただいております、まず一つ目、対象事業というところで、今回、その中の(2)番でありますように、製造業のI o T、A I等を導入するスマート化事業を追加させていただきたいというところがございます。

また、(5)番のところの物流施設を立地する事業ということで、今までは、物流機能を有する保管施設としておりましたけれども、物流、交通もよくなってきておりますので、物流施設を立地する事業という形でまとめさせていただいております。

また、電気事業の関係でございますけれども、前回は、投資総額50億円以上というふうにさせていただいておりますけれども、製造業が主たる事業をする事業者というところで投資総額20億円以上、ただし、太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーは除くというよう内容に変更させていただいております。

3番の重点分野に係る事業というところで、④番でございますけれども、新原料に加えて、新燃料、水素とかアンモニア等の燃焼等への転換についても促進していきたいということで、重点分野として追加させていただいております。

また、⑤番ですけれども、航空、宇宙あるいは次世代自動車といった、そういったものを一つにまとめまして、次世代モビリティという概念で整理をさせていただいております。

また、⑨番でございますけれども、市外からの新規立地に関する事業、あるいは10番のコンビナート立地の中で、2者以上による企業間連携事業といったものも追加させていただいております。

また、11番にありますように、物流倉庫を集約化していくと、そういったものも重点化ということで取り上げていきたいというふうに考えております。

4番の要件のところ、今回、新たに加えさせていただいております製造業のI o T、

AIのスマート化事業というものにつきましては、大企業が投資総額2億円以上、償却資産5000万円以上というような内容で整理をさせていただいております、一番最後の6番の適用期間といたしましては、令和2年の4月1日から令和7年の3月31日までの5年間を期間として、案として出させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

先般、超党派の市議会の会がありまして、そこで、総務省のほうに行っているいろいろとお話を伺って行って、AI、IoTというのをどういうふうに考えていくんだって、ちょっと聞かせてもらったんですけども、そのときの担当された課長がその課だからなのか、ローカル5Gをとにかく活用した事例というのを今集めに入っていると。

なので、ローカル5Gの活用というものを考えながら、モデルとしてやってくれる市町というのを今、点で出しているんだって話があって、確かにいろんな市町であって——四日市はもちろんないわけですけども——Wi-Fiだけではできなかったようなことをこれからしていこうということで、電波はよっぽど強くアンテナでも張らん限り、200mぐらいしか吹かないらしくて。多分255、255、255、255まで全部払い出せるんだと思うんですけども。

番地も、帯域としては、バンド数は少ないんですけど、200mぐらいしか吹かんもんでそんなに細かく番地割をしなくても、よほど偶然が重なって、隣り合った番地が隣のビルであるとかということになれば、帯域分けをしなきゃいけないそうなんです。

ただし、基地局を建てないといかんそうなんです。無線局を建てる許可だけは出さないとあかんらしいんですけど、非常に簡便な方法で移設ができると。1回開設すれば、あとはその現場現場、動いていくたびに、例えば工事現場であっても、小山田で工事しておったものが保々のほうに行くという話になれば、そこで基地局の移動申請さえ出せば、それで済んでいくんだというような話もありましたので、ぜひこれからそういうところに国の金がついてくる可能性もあるので、そんなところについても情報を調べていただいて、

この企業立地の部分というのは柔軟にこれからもいじっていってくれるとは思いますが、早目に民間にも情報を出していかないと、民間は、国のお金だったり市町のお金をどういうふうにするかということを考えて投資するケースもありますのでね。事業ありきで、ここに対して何かお金がつくのかというよりも、どんなものにお金がつくんだって調べている企業さんもたくさんありますから。そこにもアンテナを上げて、情報を拾ってほしいなと思うんですが、今情報、何かお持ちだったら、少し披瀝いただければと思います。

○ 渡辺商工課長

ありがとうございます。

先ほど5Gの関係でお話しいただきまして、そういった情報で、まず一つ、我々がイメージしているのが、そういった情報関係、これから情報の量も大きく動いていくところで、四日市に立地している企業であろうとなかろうと、そういった情報関係のハードの企業の投資がこれから見込まれるというのがまず一つ想定をしております。

もう一つは、今もおっしゃっていただきましたけど、そういったものを、これから新しい技術をどんどん使って、ソフトの事業というのもあると思いますけれども、そちらについても進んでいくのではないかとこのところは認識をさせていただいているところでございますけれども。

そういった中で、特に今ですとクラウドとか、ブロックチェーンという技術なんかも、これから、昔インターネットが広がっていったときと同じような形で広がっていくのではないかと、そういうふうなことも言われておりまして、そういった動きの中で、通信の関係、あるいはそれを担う製造の関係等々、いろいろ一気に動いてくるということになっていて、総務省の方もそういった中での一つそういう取り組みというふうなことではないかなと認識しております。

我々としては、そういったところ、情報を、おっしゃるように、いろいろな民間さんからも教えてもらい、国からも教えてもらいながら、より四日市でそれが広がっていくように考えていきたいなというふうに考えておるところです。

○ 樋口龍馬委員

もしかするとですけど、捉えてみえると思うそのイメージと、私が聞いてきたローカル5Gのイメージというのは完全に合致するところではないもんでですね。総務省のほうが

事例をホームページ上に挙げているんですよ。

例えばユンボを無人で動かして、危険箇所での工事を進めていこうとか、危険な作業を人がやらなくてもいいようにしていこうとか、そういう新しい仕事の形というのをローカル5Gの中で実現したいんだというような話を総務省の方はすごくしてみえたので、だから、今回の企業立地奨励金に係るところのAI、IoTの活用というところと非常に密接に絡めることができるんじゃないかなというイメージを私は持ちましたので、一度調べていただいて、この条例の改定の案が通っていく中でどういうふうに整理をかけていくのかとかということをしていかないといけないのかな。

もう記事もね、このローカル5Gでどんどんどんどん上がってきています。ここ2カ月ぐらい物すごいやっぱりいろんな企業が食いついてきてやっていますんで、出おくれがないようにしていただきたいということをお願いして終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

この鈴鹿山麓リサーチパークなんですよけれども、少し前というか、もう大分前の記憶しか残ってないので、今現状どんな感じになっているんでしょうか。教えていただきたいんですよけれども。

○ 渡辺商工課長

鈴鹿山麓リサーチパークにつきましては、桜の山麓のところで、昔、三重県と一緒に研究学園都市構想というもので立ち上げていた経緯がございます。約30年ぐらい前だったと記憶しておりますけれども。

その構想の中で、現状では、今、国際環境技術移転センター、ICETT、あるいは三重県の環境情報学習センター、あるいは今回上げさせていただいていますテクノフロンティアといったような施設が立地しているところでございます。

今回、そのテクノフロンティア、中小機構という独立行政法人が持っているところを民間に売却をしていくというようなことがありましたので、そのテクノフロンティアを外して、ただ、あのエリアとしては同エリアでございますので、要件自体は変わらないとい

うような想定で考えております。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。ありませんか。

○ 早川新平委員

今の鈴鹿山麓リサーチパークのところって空き家ばかりやないの、現実。これを新規進出企業ということは、そういう打診があったのか、進出したいとか、それとも、何も無いんだけども垣根を取っ払って誘致をしたいなという意向なのか、それだけちょっと教えてください。

○ 渡辺商工課長

今すぐにここへ立地というふうな話は、把握はしていないところでございますけれども、たしかあそこはまだ研究学園都市なので、研究をするところではあるんですけども、そこに、より企業さんに来ていただきたいということで、この制度を今の現状で置かせていただいているというところでございます。

○ 早川新平委員

ということは、今の説明どおりやでな、現実、あそこは前から指摘されておると思うけど、非常に便が悪いところだし、企業としてはマイカーしか行く方法がないんやわな。そういうところをどういうふうにしたら企業さんに進出していただけるか、ハードだけやなしに、それに関連する移動手段とか、それはあくまで自家用車だけでやってくださいよというところなんかというの、それも含めてやらんと、現実、難しいのと違うんかなと僕は思う。言葉を変えただけではさ。現実、そこだけはっきり荒木部長、お願いしますわ。

○ 荒木商工農水部長

済みません。委員ご指摘の件はごもっともだと認識しておるわけでございますが、今現

時点で、あそこに立地できる企業は研究開発を行うところというようなことになっていて、これが開発のときの条件やということでございます。これがやっぱり研究開発だけに限った企業でいきますと、十数年来募集してきましたが、なかなか誘致ができないというような現状もございます。

その他、交通条件等々もあるわけですが、まずはその辺のあり方と申しませうか、用途の見直し、こちらについては政策推進課の所管になってくるわけですが、こちらのほうの見直しも検討しておるといふようなことも聞いてございますもんで、まずその状況も我々としてもタイアップして連携する中で、委員おっしゃられた、そういった環境整備についてもいま一度検討させていただければなというふうに考えます。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

関連なんですけれども、ちょっと鈴鹿山麓リサーチパークの件も、昔ちょっと聞いた覚えでは、バスがほとんど1日に1本か2本ぐらいしか出ていない——ちょっと私もうろ覚えなんですけれども——そういった記憶があるので、やっぱりその辺、もし、その立地をするのであれば、交通の便も配慮していただきたいなと思うんですけど。

○ 渡辺商工課長

現状、バス等の公共交通機関、あそこまで走っているのはない状態にございます。先ほど部長も申し上げましたとおり、そういった立地条件含めて、まず用途の関係を今政策推進部のほうで見直しをかけているというふうに聞いておりますので、あわせて、よりあそこが使い勝手がいいような形になるように、我々のほうからも働きかけていきたいというふうに思います。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第69号四日市市企業立地促進条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第69号 四日市市企業立地促進条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

続きまして、「(仮称)四日市市工場立地法市準則条例(案)の骨子」にかかるパブリックコメントの結果についての報告がありますので、説明をお願いいたします。

○ 渡辺商工課長

それでは、続きまして、資料そのまま26ページのほうをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

「（仮称）四日市市工場立地法市準則条例（案）の骨子」にかかるパブリックコメントの結果についてというところで報告させていただきます。

まず、パブリックコメントのほうをこの条例案の骨子についてさせていただきました。

実施期間といたしましては、令和元年の11月1日の金曜日から令和元年11月30日までの1カ月間をさせていただいたところでございます。

意見の提出者数は31名いただきまして、31件の意見をいただいたところでございます。

意見の概要、内容でございますけれども、主な内容といたしまして、まず、環境面からのご意見が10件、防災面からのご意見が4件、その他の意見として2件、産業振興面からのご意見として11件、また、環境や防災などさまざまな視点からのご意見で4件というような形で、こちらのほうで整理をさせていただきました。

まず、ご意見の前に、準則条例案の骨子について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、27ページからがパブリックコメントに出させていただいた骨子の内容でございます。

工場立地法というのは——繰り返しになりますけれども——企業の工場の緑地を設けなくてはならないというような内容のルールになってございまして、28ページのところでの上段のところに示させていただいておりますけれども、まず、その法律ができた当初は、国のほうで、全国一律で定めていたところでございますけれども、平成9年の法改正によりまして都道府県と政令指定都市が国の定める範囲内で決めることができるようになりまして、平成24年の法改正によりまして、全ての市で国の定める範囲内で緑地面積率を定めるということが可能になったというものでございます。

国の定める範囲というのが、その下に示させていただいておりますけれども、第1種から第4種まで分けておりまして、今回、私どもの案の中は第3種区域というところで、工業地域と工業専用地域の区域を示しているところでございます。

国が示しているのが、第3種区域、工業地域、工業専用地域で、緑地については5%から20%未満の間で定めることができますよと、また、環境施設につきましては10%から25%の間で定めることができますよというふうになってございます。

それで、我々市としての案といたしましては、29ページの下段のところにありますけれ

ども、現行の緑地面積率、工業地域と工業専用地域の既存工場、法律ができる前からの工場につきましては緑地が15%以上、環境施設面積が20%以上、それ以外につきましては、緑地面積率が20%以上、環境施設面積率が25%以上というふうなのが現状になってございますけれども、今回の案といたしましては、工業地域と工業専用地域に立地する工場、既存工場あるいは既存以外の工場を含めて緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上という形にして、それ以外につきましては、従前どおり国の定めているものと同じ20%、25%というようにさせていただく内容で示させていただいているところでございます。

それで、31ページからが、パブリックコメントのいただきましたご意見、それと、ご意見に対する市の考え方ということで示させていただいております。

簡単にその概要のほうを、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、環境関係といたしまして、四日市公害の歴史を忘れないようにというご意見をいただいております。こちらは、番号、ナンバーでいきますと、1、2、3、4、また、28、29、30といったなどのご意見のところ示して、ご意見をいただいているところでございます。

市の考え方といたしましては、産業公害を経験した本市でございましてけれども、これまで市民の方、企業の方、あるいは行政が一体となりまして、環境改善に取り組んできた結果、昭和51年には、ぜんそくの原因とされました二酸化硫黄濃度が国の基準を全市域でクリアするなど大幅に環境が改善しまして、良好な大気環境を保っていますと。本市としましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

また、過去の公害の歴史を踏まえて、その教訓を市内外はもとより、世界中に発信していくということで四日市公害と環境未来館を設立させていただいておりますけれども、そこでしっかりと発信していきたいという点。

また、一方で、環境保全と産業振興の両立を本市は目指しておりますので、税収あるいは雇用の確保ということで、市の活性化につながる産業振興も重要であると考えておりまして、今後ともよりよい環境を維持していくために、今回の検討案は工業地域と工業専用地域に限定させていただいたという点。

工業敷地内の周辺部の緑地が維持されまして、環境面、安全面に即した設備の更新に資するということで、環境と産業の調和が図られた取り組みを進めていきたいという考え方を示させていただいております。

また、ご意見の中に、SDGsについてというご意見をいただいております。番号は、4番、9番、31番でございます。

SDGsの取り組みについてというところで、どうなのかというご意見でございます。

考え方といたしましては、今策定中の総合計画の案の中で、それぞれ計画に上げています政策、施策にSDGs、17の目標を関連づけております。その中で、公園緑地あるいは道路の公共空間におけるグリーンの創出、あるいは緑豊かな住環境の形成を図っていくということにしておりまして、また、工場等に対しましては効果的な環境監視を実施していくということで、総合的な施策展開により産業と環境を調和するまちづくりを行ってきたいという考え方でございます。

また、CO₂の削減が必要ではないかというご意見をいただいております。番号ですと、5番、6番のところでございますけれども、市の考え方としましては、CO₂の削減というのは国際的な課題であると認識しております。このため、新燃料への転換などについても図っていくということをしておりますけれども、温暖化防止に対して工場立地法の緑地のみで行われるものではありませんので、これは市全体として、温室効果ガスの排出抑制について取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、続きまして、防災面からのご意見でございます。工場緑地を防災対策に活用してはどうかというご意見をいただいております。11番、14番などのところでご意見をいただいております。

考え方といたしましては、工場立地法の成立のときに、コンビナートの災害防止は保安法関係で許可することで整理をしていくということになりました。ですので、例えばタンク安全につきましましては、消防法などの関係法令で規制されているというところに対策が強化されてきておりまして、各種災害等への防災あるいは減災につきましましては、それぞれの状況に応じて市と事業所で連携しまして、対策について取り組んでいきたいと考えております。

また、住工混在の四日市として緑地が必要ではないかというご意見がございます。ナンバーでいきますと、12番、28番、30番でございますけれども、こちらにつきましましては、法施行前からある工場が非常に多いという、特にコンビナート中心に多いわけでございますけれども、その中では、今回の検討案の緑地を含む環境施設面積率がまだ15%にも満たないという工場がございます。

それらの工場につきましましては、今回見直しを行ってもまだまだ緑地を増加させていく義

務が継続しておりますので、今回の設備投資を促進させることによって、逆に、企業としては緑地をふやしていってもらおうという面がございます。こういったことで、投資を行いやすくするという一方で、工場敷地周辺の緑地が増加につながるというふうに考えているところでございます。

また、15%以上は周辺に設けなきゃいけないというふうなルールになってございますので、そちらのほうがますますふえていくということを期待しているというところでございます。

また、ご意見といたしまして、事業所税についてということで、工場周辺に事業所税の重点配分をすべきではないかというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、事業所税は、人口や企業が集中することに伴って必要となるインフラ整備、あるいは維持更新に要する費用を充てるということになってございますので、ご意見につきましては今後の事業所税の用途を考える際の参考とさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、産業振興の面からいきますと、賛成あるいは企業の投資が進むというご意見で、ぜひ、条例を制定していくべきだというご意見をいただいております。

こちらについての考え方としましては、東海エリアの西の中核産業都市として飛躍したい、していくということで、今後とも環境に配慮しつつ、地域経済の発展を目指して、時代に即した企業にとって投資しやすい制度の運用に努めていきたいという考え方を示させていただいているところでございます。

済みません。ちょっと早口で端折りましたけど、内容について説明をさせていただきました。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がありましたら、挙手の上、ご発言願います。ありませんか。

○ 太田紀子副委員長

ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ、やっぱりパブコメをとっているわけなんですけれども、例えば塩浜地区とか地域によって説明をしに来てくださいとか、逆に、これを条例で変えますよということで説明会を開催する予定というか、そういうことはあるんで

しょうか。

○ 渡辺商工課長

パブリックコメントのときも、地域でご要望いただいたところには説明に行かせていただいております。

○ 太田紀子副委員長

何か所ぐらいで、何名ぐらいの方から参加されたんでしょうか。

○ 渡辺商工課長

説明をさせていただいたのは1件、1カ所で、その地域の自治会長さんの皆様に説明をさせていただいております。

○ 太田紀子副委員長

その後も、いろんな方からこの件についてはお話を聞く機会が多いもので、また、できたら年明けでもいいですから、改めて、パブコメも出たところですので、そういったことに対する説明責任もあると思うんです。

ただ、文章だけではなかなかわかりにくいことやったり、自分が聞いているところと違うよというところもあるかと思うもので、もう一度開催していただくことを私は希望しております。

以上です。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

他に。

○ 早川新平委員

このパブコメでは厳しいご意見が多いんだね、今見せてもらっていても。ちょうど霞地区で、霞ゆめくじらをいただいたとき、多分七、八年前やった。僕、委員長させてもろうておったときに、霞共同企業体の課長さんから、グリーンベルトのところに人を集約させ

る施設を置くの、おかしいのと違うかってよくお叱りを受けたことがあるんです。

企業さんから見れば、この緩和策というのは非常に進出しやすくなって、四日市にとってはありがたいけれども、ここに厳しいご意見いただいているように、住民から見たら、緑地の面積を下げるということに関しては、負担になるんやわな。そこをどういうふうバランスとるかというところが現実が一番難しいところやとっていて、こういう場でどちら側から物を見るかというその接点を見つけるところ。

中立的に見て、他市の同規模の町から見ても結構下げているところがあるから、それに倣えではなしに、やっぱり環境先進都市というふうなことを標榜しておるんであればね、それはそれで、いや、企業さんにも努力してもらっていて、これだけ安全性が担保されているんだから緩和していてもいいんですよという具体的な、もっと明確なものをやっぱり説明していただいて、その地域に住む住民の方にも安心感をやっぱり与えていかんと、これ、相反するのでどこまでも平行線になるという危険性、僕、非常に高いと思っています。

だから、理事者側から見れば、やっぱり企業に来てもらうほうが財政的には非常にありがたい。だけれども、公害という一番の負の遺産を持っておる四日市市民から見れば不安もあるということで、そのところはやっぱり各地に説明に行かせてもらったり、きめ細かな政策をとっていかんと、また途中で頓挫したりすることになるといかなのでね。

このパブコメをもらっても、こういうところというのは非常に厳しいご意見の方しかもらわないんで、結果的にはそうなんだけど、そこだけはやっぱり気をつけて、きめ細かな対応をお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

○ 早川新平委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

次に、キオクシア株式会社四日市工場における新工場の立地についての報告がありますので、説明をお願いします。

○ 渡辺商工課長

続きまして、同じ資料の46ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

キオクシア株式会社四日市工場についてということで、先般も、皆様のほうには報告をさせていただきましたけれども、改めてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番の最近の動向及び今後の予定というところでございますけれども、キオクシア四日市、最近では、平成28年に新第2製造棟の竣工をしていただいております、平成30年にはメモリ開発センター、また、第6製造棟の竣工をいただいているところでございまして、今般11月11日に、次の新製造棟の建設予定地を、5棟及び6棟の隣接地に決めたというような報告をいただいているところでございます。こちらのほうを議会、委員の皆様にもご報告させていただいたところでございます。

今後の予定でございますけれども、造成に必要な手続を進めていくとともに、建設予定地内にあります市所有の市有地を売却していきたいというふうに考えているところでございます。

場所につきましては、その次の47ページのところに地図をつけさせていただいております。青でくくっているところが今の工場のところでございまして、数字は製造棟の番号を示しております。その中で、第5製造棟、第6製造棟の北側の部分の赤い点線のところが、今回の候補地というふうに考えているところでございまして、その中に緑の点線で含まれているところが、市所有地というところでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がありましたらご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

もうこれで、そろそろばんばんなのかなと、用地的には。突拍子もないことで申しわけないんですけど、四日市大学って動かせるのですかね。JRの四日市駅前にでも、ぽーんと持ってこれやんのですか。そうすると、次の用地も確保できるでしょう。

なかなか答弁を求めるのは難しいですけど、でも、ばんばんなんですもん。

四日市大学ぐらいしかないじゃないですか。持ってこれやんのですかね。

○ 荒木商工農水部長

四日市大学のことについては、ちょっと答弁のほうはご容赦願いたいと思うんですが、この敷地がばんばんということに関しましては、我々現場の商工サイドといたしましては、こういった企業に関しましては設備投資の更新というのがすごく回転が早いというようなことで、数年で機械設備なんかも償却します。

ということから申し上げますと、例えば今まで建てた1棟、2棟でございまして、これを更新していくとか、今までの空き地で、できたらそれを壊して、次のものを建てていただくというようなことも一つあろうかということで、そういったお願いはふだんから申し上げておるところでございまして。

ちょっと答えになっておりませんが、以上でございまして。

○ 樋口龍馬委員

工場立地のほうの緑地面積を下げながら、新たな企業誘致をとっていくよりは、まだ四日市大学にのいてもらうほうが、市民感情も薄いのかなとちょっと思うところがありますね。JRの駅舎建てかえに合わせて持ってきたらどうですか。

というのはもう意見にしておきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

この緑のところって、市の持つておるあの公園の段々畑みたいな公園にしたところやな。あれ、造成したよね、結構。しましたよね。いろいろと、確認です。

○ 渡辺商工課長

第5棟、第6棟のときに、一部をキオクシアに売却するとともに一部を貸しておりまして、その部分につきましては、工場用地として造成をさらにされているというような現状でございます。

○ 早川新平委員

工場用地にされておる。私らが記憶しておるのは、市が管轄の段々畑の公園状にしてあって、手をかける、これ、行く行くは、当時ね、もう四、五年なるかな、もつとなるかな、こんなところ、整理したって人、来うへんし、近くの住民の方が散歩するぐらい、犬の散歩するぐらいのところ、あの当時、言っておったときに、こんなところ整理したって、多分用地になるやろうなと思っていたんやけど、行政やで無駄な管理を使うのかなという記憶がある場所ですよ、段々畑になっておる。それ、どういう形ですか。

○ 渡辺商工課長

申しわけございません。中村町緑地につきましては、平成20年に市のほうで用地取得をさせていただいております、そちらの緑地としての造成は、当時、株式会社東芝のほうで緑地に整備をしていただいて、市に帰属を受けたというところでございます。平成20年、平成21年ぐらいのところ、そういった形で帰属をさせていただいています。

当時は、緑地ということと、将来の工場用地の種地というような2面で購入もさせていただいております、今般、キオクシアさんがまた5号棟、6号棟という造成をしていく中で、一部をそういった工場用地として使ってもらっているというような現状でございます。

○ 早川新平委員

最後にします。

これ、6号棟まで四日市工場で、7号棟、8号棟が岩手県北上市というふうに僕らはこの6号棟をつくる時に聞いていたんやけど、今の樋口委員のいうように、もっと広げていくというふうになったら、今後、まだ9号棟、10号棟が四日市に戻るとか。

当時の説明を受けたときには、もう敷地がいっぱいなんで、四日市、ここではちょっと

難しいよねというところがあったんですよね。だから、その展望はどういうふうを考えてみえるかだけ教えてください。

○ 渡辺商工課長

まず、5号棟のときに、当時、東芝さんは、北上市と一緒にするというような発表をなされておりました。ところが、いろいろ世界経済の状況もございまして、北上市は一旦凍結という形で、まず四日市の5号棟の、しかも半分からというように形でスタートをされております。

5号棟が1棟できてから、次にというところで我々もいろいろ誘致させていただいておりました。結果としましては、今部長が申しあげました2棟のところ、古い棟を壊して新しい製造棟に建てかえをしていただいております。ですので、新しいということで、我々としては新規投資とほぼ同じ感じの感覚でおります。

その次に、5号棟、北上市と一緒に言っていたんですけど、その次が、結果としまして、次、四日市市でまた6号棟をつくるという決定をしていただきました。

そのとき、その次が、今北上市のほうで、今、製造棟をつくっているところでございます。今一つ目をつくっているところでございます。

その次として、今回、赤い丸をというところになっているというところでございます。以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他に質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

これで商工農水部に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

理事者の入れかえがありますので、委員の皆様は5分間のトイレ休憩とさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

それでは、再開します。

傍聴に、連合自治会の9名の方が傍聴に入られております。

議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 三木 隆委員長

それでは、市民文化部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

本日は、債務負担行為の補正、それと、条例の制定等の議案や協議会など、ご審議をいただく案件が多岐にわたりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正中関係部分を議題といたします。

説明をお願いします。

○ 中根市民文化部長兼市民生活課長

市民文化部長の中根でございます。どうぞよろしくお願いたします。

市民文化部に係ります債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。

タブレットはトップ画面07、11月定例月議会、06産業生活常任委員会、107令和元年度

11月補正予算参考資料、85分の33ページをお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

よろしいでしょうか。

この債務負担行為の補正につきましては、令和2年4月1日付で契約を行うもののうち、今年度中に入札などの手続を行う必要があるものについて予算措置を行うものでございます。

まず、33ページでございます。

モバイル端末遠隔通訳サービス業務委託費でございます。

外国人材の受け入れ・共生のための施策の一つとして、地方公共団体が多言語での情報提供や相談を行う一元的な窓口体制を整備することを支援する国の外国人受入環境整備交付金を受けまして、11言語以上に対応したタブレット端末のテレビ電話通訳機を活用し、窓口にて情報提供や相談を実施するものでございます。

この通訳サービスは、タブレット端末のテレビ電話機能を用いて、遠隔地にいるそれぞれの言語を担当できる通訳者と直接会話ができるため、窓口での相談や申請の際に、同時通訳のサービスが可能となるものでございます。

このサービスにつきましては、8月定例会議会の当委員会にてご報告をさせていただきましたが、国の交付金を得て、本年12月から実施しているものでございまして、次年度も引き続き行っていくものでございます。

内訳としましては、通訳端末3台の導入に係る初期費用及びリース料となっております。債務負担限度額は230万2000円。期間は、令和元年度から令和2年度でございます。

ページ、飛びますが、40ページをお願いいたします。

末永・本郷住居表示再整備業務委託費でございます。

当業務は、末永町及び本郷町の土地区画整理事業に伴い、住居表示の変更が必要となる区域について住居表示の再整備を行うものでございます。

末永・本郷土地区画整理事業につきましては、平成2年8月に事業認可がなされ、平成28年10月に換地処分が行われましたが、同区域内で、三重県が施工する連続立体交差事業

による街区の整備工事が、本年度末には全ての工事が完了する予定となっており、今回の業務は、その工事完了後から住居表示番号のつけかえ作業を行うものでございます。

事業の概要といたしましては、資料の中段をごらんください。

再整備を行う実施区域といたしましては、記載の図のとおりとなりますが、面積が約24.8ha、建物戸数が約422戸、街区数といたしましては約50街区となります。

今回は、この区域の住居表示の再整備を行うに当たり、必要となる図面の作成や現地調査などの業務を委託するもので、住居表示のつけかえ作業につきましては、来年度中に完了させる予定でございます。

債務負担行為の限度額といたしましては、950万円。期間は、令和元年度から令和2年度までとなります。

次に、またページが飛びます。64ページをお願いいたします。

64ページにつきましては、施設保守管理委託等に要する経費の一覧でございます。

市民文化部関係の内容につきましては、65ページをお願いいたします。

65ページ上段に記載の市民生活課の楠交流会館定期清掃業務委託、ページ変わりました、66ページ上から、市民生活課の市民生活課分室、楠交流会館、中部地区市民センター、楠地区市民センター自家用電気工作物保安管理業務委託、以下22地区市民センター定期清掃業務委託、中部地区市民センター清掃業務委託、中部地区市民センター管理業務委託。

続きまして、67ページをお願いいたします。

67ページ上段ですが、あさけプラザ冷暖房機器保守点検業務委託、その下、地区市民センター、市民窓口サービスセンター、市民課のレジスター保守点検業務委託となっております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

72ページは、業務・事務処理委託等に要する経費の一覧でございます。

市民文化部関連の内容につきましては、恐れ入ります、75ページをお願いいたします。

75ページ、男女共同参画課の働く女性、働きたい女性のための相談事業業務委託、その下、男女共同参画センター夜間開館管理運営業務委託、市民課の市民窓口サービスセンター現金輸送業務委託がございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご意見、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

ご意見はございませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべき意見がありましたら、提案してください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

では、全体会送りはなしということにします。

[以上の経過により、議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第67号 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定について

○ 三木 隆委員長

続きまして、これより産業生活常任委員会に切りかえ、議案第67号四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定についてを議題とします。

説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長の中根でございます。引き続きよろしくお願いたします。

議案第67号四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定についてご説明させていただきます。

タブレットにつきましては、トップページ07、11月定例月議会、06産業生活常任委員会、104提出議案参考資料で行います。104提出議案参考資料、20分の8ページをお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

お願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例につきましては、これまで昨年9月に、四日市市自治会連合会から条例策定の要望書をお受けいたしまして、昨年11月定例月議会協議会において条例制定に向けた今後の進め方、ことしに入りまして、2月定例月議会の協議会において条例の骨子案、6月定例月議会の協議会においてパブリックコメント手続の実施について、また、8月定例月議会の協議会におきまして、当該パブリックコメント手続の結果についてご説明をさせていただいたところでございます。

このような手続を経まして、本会議に条例制定議案を提出させていただきましたので、本日は、この条例制定議案について説明をさせていただきます。

20分の8ページでございます。

まず、条例制定の背景・目的につきましては、本市では、地区市民センターを核として、自治会等が中心となって住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯、防災等の取り組みを行っております。

核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持、向上させていくことが大きな課題となっております。今後、さらなる高齢化等が見込まれ、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど、高齢社会への対応等を強化していく必要がございます。

このため、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促進し、求心力の強化を図ろうとするものでございます。

次に、条例の概要でございます。

条文につきましては、市議会定例月議会、議案書31ページに記載しておりますが、資料にはイメージ図をお示ししております。

本条例は、地域住民の自治会への加入及び参加に関する基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を定め、地域社会の活性化を図ることを目的としております。

まず、イメージ図、左上の囲み、4条関係の地域住民の役割ですが、地域の一員であることを認識していただき、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めていただきます。

次に、右の囲み、5条関係でございます。

自治会の役割としまして、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めていただくとともに、地域を担う人材育成にも努めていただきます。また適正な内部統

制を行い、自治会員に対し、規約、予算、決算、その他自治会運営に関する情報を定期的に公開していただきます。

次に、左下の囲み、6条、7条関係になりますが、事業者の役割でございます。

事業者の役割として、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めていただきます。また、事業者のうち、住宅関連事業者につきましては、住宅の建築等に当たり、当該住宅の居住予定者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めていただきます。

最後に、右下の囲み、8条関係、市の責務でございます。

本条例につきましては、パブリックコメント手続におきまして、市の責務は努力目標でなく、責任を明確にするべきである等のご意見を頂戴しております。

これを受けまして、私どもも検討を行いました。まず、職務の遂行における自治会との協働につきましては、市が行うさまざまな事業のうち、自治会との関連性が強いものや自治会との協働が有益であるもの等において、積極的な協働を図っていきたいと考え、努力義務としております。

次に、事業の実施において、関連部署で連携し、自治会の負担軽減に配慮することにつきましては、例えば広報広聴主任会議等の機会を捉え、自治会への組回覧やポスター掲示の依頼案件の見直しなどを積極的に行っていく必要があるため、義務規定としました。

さらに、自治会の組織及び活動の維持に係る必要な財政的支援や自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるための積極的な広報及び啓発については、予算議論等が必要となるものであるため、規定上は努力義務にとどめております。

条例制定により期待される効果といたしまして、地域住民、自治会、事業者及び市がそれぞれの役割及び責務を全うすることにより、社会情勢の変化や自然災害等に関する安全・安心ネットワークの構築や自治会の求心力の強化による地域コミュニティの活性化が期待できると考えております。

本条例の施行期日についてでございますが、本会議におきまして議会議決を賜りましたら、市民の方や事業者、市職員の周知を経まして、令和2年4月1日に施行したいと考えております。

なお、条例案につきましては、タブレットを一つお戻りいただきまして、103議案書の106分の31ページから33ページに記載してございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

ここまで何とか持ってこれましたねというところ、まず評価をさせていただいて。

先般の協議会でご説明いただいた折に、社会福祉協議会の関連の団体等々についての触れがこの条例の中ではないのではないか、自治会への加入を促進するだけでは、市の抱える課題を完全に完結するというところまで至らないのではないかというようご指摘をさせていただいたところ、会議の後に、それについては本条例ではなくて、市民協働促進条例のほうで触れてしかるべきではないかといったご指摘をいただいたところであります。

そんなところから、本条例が、今回、議会の中で審議、可決、承認された暁には、市民協働促進条例についても手直しが必要になってくるのではないかというところを強く感じるところであります。執行部側の考え方はいかがでしょうか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部、中根でございます。

8月の協議会の中で樋口委員のほうからは、自治会の役割の中、あるいは前文でも、地区別の社会福祉協議会や育成会への参加促進についてもうたったらどうだと、それによってより地域のコミュニティの強化につながるのではないかというふうなご意見を頂戴したところでございます。

まず、本条例につきましては、地域コミュニティの活性化を図ることについて、各種団体のうち、特に自治会の役割の重要性を鑑みて、自治会への加入促進、自治会活動の推進を目的したものでございまして、この条例においては、その辺を明文化しないというふうな判断したところでございます。

それで、おっしゃっていただいた市民協働促進条例、これにつきましては、第3条に、例えば市民あるいは市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならないとか、第4条は、市民等は市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら、主

体的に市民活動及び市民協働に参加し、条例の計画上に定める計画の策定に参加するよう努めるものとするという規定がございます。

そういったことで、市民等というのは市民あるいは市民活動団体も含めて指しておると思うんですが、この辺に市民協働促進条例に基づく活動の促進というのを何らかの形で図っていかなあかんというふうに思っておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員

何らかの形というのは、現状で弱ってきている地区もあるわけじゃないですか。それを解決していく一つの方法として、今回検討している条例の上程に至ったわけですね。

それが入り口ではあるけれども、それをどのように運用していくかという中においては、実動的な部分を含む市民協働に係る部分をもう少しクローズアップしていくべきではないかという指摘を私がさせていただいた。

ここに、今第3条、第4条で示されているというふうに言ってしまうと、何も変わらないかというふうになってしまうと思うんですね。でも、それを何も変わらないというふうには言われないためにも、さらに前に進めるためにも、何らかのという言葉があったと思うんですが、その何らかというのは条例改正にはかかわらない何かプランをつくるのか、そういう話なんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これ、条例改正というのは、現在、考えておらんとところでございます。市民協働促進計画等も令和2年までの計画と思いましたので、次期促進計画の中で具体的な施策等について検討、記載、そういうことをしていかなあかんのかなというふうに理解しております。

○ 樋口龍馬委員

検討、記載をするというふうに聞けばいいですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

そういったご理解をいただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

了解しました。

○ 三木 隆委員長

他に。ございませんか。

○ 日置記平委員

この条例の中ほどに基本理念というのがあるんですが、この基本理念というのはいくらもあってあるんですか。過去からの引き継ぎですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

この基本理念というのは、ある意味、こういった形で今までも取り組んでおったというふうに私は理解しておりますが、それをこの条例で明文化したというふうなことでございます。

○ 日置記平委員

この説明の中には入っていないよね。この基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を定めるという、このところの説明、今あるということなので、これは後でよろしいわ。基本理念のところの資料をくれますか。

○ 三木 隆委員長

日置委員、少しわかりにくいんですけど、もう少し……。

○ 日置記平委員

わかりにくい。

○ 三木 隆委員長

どういう資料が……。

○ 日置記平委員

基本理念ですよ。

○ 三木 隆委員長

ありますか。

○ 樋口龍馬委員

提出議案、議案書の中に入っている。

○ 三木 隆委員長

それ、何ページですか。

○ 樋口龍馬委員

06産業生活常任委員会の103議案書の106分の31、32ページの中に、基本理念という第3条の。

○ 日置記平委員

入っている。

それ、言ってくれたらいいんや。議員に言わせず、あんたが言わないかん。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

申しわけございません。

樋口委員におっしゃっていただきました103の四日市市議会定例会議案の106分の32ページでございまして。

○ 日置記平委員

106分の。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

32ページでございます。

○ 日置記平委員

32ページに入っているところね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

はい。その第3条というところでうたわせていただいています。失礼しました。

○ 日置記平委員

そのところには、それに引き続いて、事業者の役割というのも入っているんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

恐れ入ります。中根でございます。

32ページの、第6条というところに事業者の役割というのを記載しておるところでございます。

○ 日置記平委員

この事業者の役割というのは、それぞれのエリアにいろんな大、中、小の事業者があるわけですよ。その事業者も、これまでもそのところは入っていたんやろうか。今度、これ、新しく入れるんやけど。僕、あんまりその辺ところ、認識なかったんで。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

事業者の役割という中で、事業者の方自身が自治会に加入していただいている場合もございます。ただ、この条例で定めた役割といいますのは、例えばそこでお勤めの従業員の方が、自治会活動に参加しやすいようにご協力をいただくというふうなことをメインにうたったものでございます。

○ 日置記平委員

それぞれの地域、自治体によって相違はあると思います。例えば私たちの地域というのは、事業所には自動的に会費を請求しておられるところもあるし、していないところもあるし、会費請求して会費がもらえれば、非常に自治会等も運営としては助かるわけで、そんなことから、ここに成文として出てくるということは、それぞれの議員のエリアでね、そういうことを正確にお願いしていかなきゃいけないじゃないですか。

今までは、お金を会費として頂戴と言って、そのエリアに事業所があるから、事業所の皆さんはそれで理解を示して提出しておられますよ。ところが、ここには役割ということがあるから、その役割を事業所の皆さん方が、従業員、社員が知ってもらっていきやいけないんで、このところは非常に重要になるんでちょっと尋ねたんで。これに入っておれば、それはそれでいいですよ。これから色んな防災とか、いろいろ地域の協力体制については非常に大切なことなんでね。わかりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

せっかく意見募集して、意見いただいているので、その確認だけ。

一応意見募集して、3件、この案件について意見が寄せられているんですが、まず1点は、個人情報取り扱いがどうなのかなという意見と、それから、2件目が、これは、情報提供、災害時、また、加入者の優先救助支援（加入者の状況、情報が把握できているため）などの加入メリットを明確化し、理解の促進の活動をすべきじゃないかなというご意見ですよ。

それから、三つ目が、自治会は任意団体であり、市民を市の自治会加入促進条例で縛るような雰囲気にするのは市の印象を落とすのではないかって。また、他の市で自治体加入促進条例を採用しているところは何事例あるのかという件と、それから、自治会の実態調査が必要ではないかというご意見と、センター、連合自治会による自治会の体質改善、自治会活動の標準化、自治会役員の育成等、継続した改善活動が必要ではないかというところのご意見というか、ご質問とかというのになるんですが、この辺は、私自身はもう幾らか説明いただいて、理解している部分はあるんですが、この辺の答弁だけ一応求めておきます。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部、中根でございます。

中川委員からは、この議案に対して、市民からお寄せになられた意見についての質問というか、お問い合わせということでご質問いただきました。ちょっと順不同になるかわか

りませんが、もし、答弁漏れございましたらお教えてください。

一つは、同じ組内の向こう3軒両隣については、名前だけでなく家族構成等ある程度は把握しているが、組内のほかの家についても、個人情報ということで名前ぐらいしか知ることがないというふうなご意見をいただいております。災害等にいろんな問題も起きるので、何かよい解決方法はないかというご意見でございます。

これについては、自治会長様につきましては避難行動要支援者名簿を保有していて、災害等万が一のときに支援が必要な方を把握しておられるというふうに理解をしております。そういう有事の際につきましては、当該情報を有効に活用するという事としております。

地域の住民の方につきましては、自治会に加入していただきまして、総会、清掃活動、組回覧、その他の自治会活動に積極的に参加していただくことで、顔の見える関係を築いていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、加入のメリットを明確化して理解を得てはどうかというふうなご質問をいただいております。また、全員加入を基本とすることを提案してはどうかというふうなご意見をいただいております。

自然災害が多発している現状におきまして、市民の方の関心は非常に高くなっていると。こういった中で、防犯、防災、災害時等々で自治会活動の重要性ということをお自治会加入のメリットとして解決していきたいと思っております。

全員加入につきましては、条例でも強制はできないというふうな条文がございますが、個人の自由な意思に基づくものというのが、法律上というか、裁判で争われた際もそういう判例が出ておりますので、強制的にはできないものの、加入促進には努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、自治会の体質改善とか自治会役員の育成、あるいは継続した改善活動が必要でないかというふうなお声も寄せられております。

ここにつきましても、地域の方で非常にそういう勉強といいますか、研修にも熱心に取り組んでいただいております地区が多くございますが、私どもにつきましても、自治会事務委託という中で、連自治会長さんや単自治会長さんの研修等を行っていただきまして、自治会長様の資質向上に努め――自治会の体質改善というのは、ちょっと悪いもんがあるが改善するようすが――よりよいものにしていただく、こういうふうなことで事務の委託もさせていただいております。

また、自治会のあり方の平準化というところについては、地域の慣習、あるいは地域が

有する諸課題、それから地域住民の気質といいますか、こういうものがあって、一般的に平準化するということは困難であります、多くの自治会が共通して持ってみえる課題については、継続して議論や支援を行っていきたい、このように考えておるところでございます。

あと、自治会は任意団体であり、市民を市の加入、自治会加入促進条例で縛る雰囲気になると市の印象を悪くするのではないかと。本条例のような、他市では何件ほど制定されているのかというところがございます。

これは、私どもの中では今現在16件制定されているとっております。しかしながら、現在パブリックコメント実施中とか、そういう市町もございますので、恐らく20件前後あるのかなというので、正確な数値については、制定予定も含めると、把握していないというところがございます。

もし、答弁漏れがございましたら教えていただけますでしょうか。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

答弁漏れ、ないと思います。ありがとうございます。

それから、この条例の中に、当然自治会の役割も明記をされておりますし、市の責務というのも明記をされております。

ちょっと市の責務のところの確認をとらせていただきたいんですが、一つは、自治会の負担軽減に配慮するということと、二つ目に、必要な財政援助は行ってきますよということと、三つ目に、相談、情報提供、助言等必要な措置を講じるように努めるとともに、自治会への加入及び参加促進への理解を深めるために、積極的な広報、啓発を努めるとすと。

三つ目はわかりやすいんですが、この自治会の負担軽減ないしは必要な財政措置とかという部分は、具体的にお答えできる範囲であったりとか、先ほど樋口委員に言ったその計画等に盛り込んでいくのか、その辺の方向性であったりとか、お考えだけを確認させてください。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

自治会の負担軽減につきましては、部長も私も、夏なり、秋なりに地区のほうを回らせていただいて、ご意見等々を拝聴しておる次第でございます。

負担軽減につきましては、現在、組回覧やポスター掲示、こういうものもお世話になっておるわけでございますが、これは従前からそうですが、広報広聴主任会議というものが、庁内でございます。

こういった中で、こういったものを依頼しているのかというふうな見直し、不要なものについてはそこから落としていくようなことを進めてまいりたいと思っておりますし、また、各種委員への就任というのも自治会長の皆さんにお願いしておるところでございます。ここら辺についても、そこで就任していただくのが大事だから依頼しておるわけでございますが、いたずらに長年、無意味に依頼することのないようにと、こういうふうな見直しもしたいところでございます。

そして、何よりでございますが、今年度、各連自治会さんと単位自治会さんのほうに、どういうお仕事をさせていただいておるかというのを、アンケートをとらせていただいております。

また、庁内におきましても、各課のほうにどういうものを依頼しているのかというのをアンケートで集約を——これからになります——していこうと思っております。その中で、依頼事項の見直し等もできればというふうに思っておるところでございます。

それから、財政的支援につきましては、集会所建設あるいは修繕の補助金、それから防犯外灯、防犯カメラ、市民協働安全課と市民生活課に限ってでございますが、こういうものを補助として出させていただいております。

それから、広報の連絡等事務委託、そして、先ほどお話しをさせていただきましたが、自治会の自治会長の研修等に充てていただく自治会事務委託——これは補助じゃなしに委託でございますが——それと、地域社会づくり総合事業費補助金、それから、四日市市自治会連合会の事務局に対する補助金、こういった補助あるいは委託というものがございしますので、この辺の積算の見直し等を今後図っていき、また予算を議会のほうでご審議いただければなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

この条例を制定してね、やっぱり高齢化社会に対応したりとか、防災上の地域コミュニ

ティを強めたりとかして、そのことが、市民に寄与しなければ、条例をつくった意味がないというふうに考えますので、この条例が意味ある条例にさせていただくように、先ほどおっしゃったように、いろいろな役割分担の交通整理であったりとか、また、できればもう条例つくっただけで行ってらっしゃいではなくて、この条例がちゃんと目的どおり機能しているかどうかというような検証をするような会議体であったりとか、時には学識者というか、外部の目をしっかりと入れて検証するような会議体を設ける等をして、この条例等がしっかりとメリットのある、特に市民生活にメリットがあるような形に進めていただくようお願いをしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 山下市民文化部長

中川委員がおっしゃっていただいたとおり、条例をつくりましてそのままということにはなりませんので、おっしゃったとおり、検証をする期間とか、市のほうでどういった形で自治会さんとかかわっていくかというようなことも含めて、この条例が実りあるものとなるように、私どもも努力をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

先ほど言葉中で、加入のメリット、加入のメリットってよくおっしゃられるんですけども、私は感じているところではね、自治会に加入すると、権利と、それから義務が必ずついてきます。そうすると、権利だけ主張して義務を果たさない、現実論としてね、現実論だ、これ。

そうすると、自治会に加入しておると、立ち当番とか、そういうふうなものが回ってくるんだけど、権利としてごみは放れるわけや、自治会のごみ置き場に。そうしたら、誰も入らんのが現実なんですよ。そこをどうするかで一生懸命やってもらっていて、今も加入してもらっている人たちは、ずーっとそのまま流れていくというふうに現実には思っています。

ただ、権利だけ取得して義務を果たさない人、要は自治会に入るとこういう義務が発生

するんで入らないというところが、現実論としては多い。そこをどうするかということが一番大事なところで、きれいごとの世界ではなしに、僕はもう大分数年前にも言うたと思うけど、あれ、自治会のごみ置き場やで、加入者以外のやつはほかすなって言うたことあるのやけれども、行政側としては、市民だからそれはできないと。

であるならば、どこで区別するの、現実論としてね。最近の方というのは、特にマンションに入っている方というのは、近隣の方とは接したくないからマンションにいる。地域の方と接してもいいという人たちは戸建てへ行くというのが、統計的に非常に多いんで、そこでの権利と義務というところをどうするかということが一番大事なんです。自治会を一生懸命やってもらっている人、加入の方たちは、いいんだ、この組織があるからありがたいというふうに絶対思っているんですよ。

ただ、今入っていない人たちをどこへどういうふうに組み入れていくか。いろんな諸事のところで、自治会さんの事務手続広報委託とか、仕事が多すぎるというのも現実なんだけれども、行政側としては、きれいごとで災害防災のときとか、いろんな事務連絡とか、一緒に入ってもらっておったほうがええんやけど、だけれども、入っていない人をどうするかというのに重点を置かんと、今でも加入してもらっている人はそれなりに地域とのかかわりもいとわなないし、そこをどうするかというところで、このイメージ図の中で努力義務ばかりやとね、それ以上、拘束もできやんし、そこもどうするかということをつく僕は言うてもいいと思うぐらいなんや、私個人はね。

だって自治会活動でみんな一生懸命やってもらっておるのやもん。行政のできる範囲の中では、これ、努力義務しかできないというところ、そこをやっぱりもう一步進まんと、加入率はこれからでも僕はじり貧になっていくというところは、非常に多いと思う。

具体的に、うちの町内の中でも高齢化は非常に進んでいるんで、高齢者のお二人住まいとか、おひとり住まいのところは、全部立ち当番でも抜いていくという、順番をね、現実論やで、これ。

だから、それはみんな、おまえ立たなあかんやないかということをおまへに、思いやりの精神で現実論やっているんやけれども、自治会の加入率を上げるというふうに促進って書いてあるのやけどさ、このままやったら絵に描いた餅だけで、現実、僕はそんなにふえやんと思っておるのやわ。

であるならば、厳しいやり方を一つでも入れておかんと、努力義務だけでは非常に難しいと思う。だったらどうしたらいいんですかって言われると、対応はないんですよ。だか

ら、ごみ置き場にほかすなっていていつも言っておるのやけど、行政は、市民だからそれはできないと。

だから、権利だけ主張して、義務を履行してもらえない方が多いんで、現実論として、きれいごとではなしに。現場の意見というのはそこにやっぱり目を向けやんと、そこをどう改良するかということを考えていただかないと、劇的に5%ふえるということを僕は考えられてないんやけどな。

意見というか、何か部長、しゃべりたそうやったのでしゃべってください。

○ 山下市民文化部長

一つは、例えば自治会に加入促進する、加入というても、自治会が一体どんなことをやっているかというのが、例えば防犯街灯でも、自治会さんが25%の防犯街灯の補助金を出していただいておりますよね。そういったこととか、ごみ置き場にしても、自治会さんのお金でつくっている部分も——うちは現物支給していますが——そういった制度そのものがまずわかっていない方もみえるんじゃないかなというのが一つ。

それを丁寧に、まず広報なんかでまず周知をして、行政側がきちんと自治会がこういうことをやっているというのをPRするというのが1点。

それと、やはりこの間もちょっとありましたけど、新たに入ってみえた若いお母さんが、地域と交わりがないので、なかなか子育てでも苦勞をすると。そういったときも地元で話し合いができるのよというような事例を、例えば広報で書いてもらって、載せていって、やっぱり自治会に入ってもらえると、それぞれが助け合いをするようになるということと。

やはりいざ災害が起こったときに、隣近所がもう全然知らないんで、声もかけないということにならんと、やっぱり隣近所しゃべっておれば、あんたのところもそろそろ逃げたほうがいいよとか、そんなことをできるようになると。要するにそういったことを、市がそういうものに入っていくために、この条例という一つの大きな、四日市市は自治会加入のためにこういうことをやっていくんだと、やれるんだというふうなことを四日市市としての広報をやっていくという形で、丁寧に入ってもらえる人をふやしていくというのは一つ考えていることです。

それと、もう一つは、今後、外国人の方もかなり入ってみえるので、その辺の方についても、こういった条例があつてこういうことですからという説明をまずして、理解を求めたりとかするためには、やっぱり一つの指針というものがないと、なかなか行政がそうい

ったところに入っていくことは難しいのかなということで、一つの指針としてこういうのを使って、強制ではございませんが丁寧に説明をしていこうというふうに考えています。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

これって、逐条解説は出さないんですか。つくらない。

○ 山下市民文化部長

今現在をつくってありませんが、これ、多分委員おっしゃるように、逐条解説的なものをこれからつくっていかないと、なかなか今後説明もしにくいと思いますので、徐々につくっていききたいなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

自治会の皆さんに運用してもらったり、事業者の皆さんに運用してもらおうと思うと、やっぱり必要かなというふうに。客引きのときとは違ってね、ちょっと知っている人だけ知っていりゃええ話じゃないもんで、逐条解説になるのか、そのようなものを今後よろしくお願いして終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

この条例は、自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例というふうになっています。これ、各条、つくってもらいました。この政策はあなた方だけで製作したのか。きょう、実はたくさん来てられるけど、自治会の役員の皆さん方とも協議をした上でこれをつくり上げられたんか、どうなんですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、私どもがベースというか、考え方を示す中で、地区のほうにも回らせていただいた折に、こういうふうな方向性で考えているということを協議して、意見も頂戴していますので、ともにつくり上げたというふうなご理解をいただければと思っております。

○ 日置記平委員

とても重要なことでね。そうすると、今早川委員が言われるような、自治会加入を促進するときにはいろんな条件でこの自治会長さん、あるいは各組員さんが交渉するときにはね、進めやすいわけで、それはね。

だから、やっぱりそういう連携プレー、協働という一つのタイトルのもとに進めていけば、より加入は促進できるんじゃないかなというふうに思ったんで、ちょっと尋ねました。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見も、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第67号四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第67号 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

ちょっと始めてから1時間半が経過しましたので、ここでちょっと休憩を入れます。再開は、50分から再開ということで、お願いします。

14:34 休憩

14:49 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開させていただきます。

議案第73号 町及び字の区域の変更について

○ 三木 隆委員長

議案第73号町及び字の区域の変更についてを議題とします。

説明をお願いします。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。よろしく申し上げます。

議案第73号町及び字の区域の変更についてご説明申し上げます。

資料は、タブレットの07、11月定例月議会、06産業生活常任委員会、104提出議案参考資料の20分の13ページをごらんください。

三重県が、新たな下水道施設用地として、楠町地先の公有水面を埋め立て、竣功認可されたことから、新たに生じた土地を楠町吉崎字四之割に編入しようとするものでございます。

6月定例会議会におきましても、同じく楠町地先の町及び字の区域変更についてご審議をいただきましたが、今回はその隣接地ということとなります。

編入しようとする土地の位置につきましては、資料の次ページ、20分の14ページをごらんください。

位置図に示しました3工区が、このたび編入しようとする土地でございます。この3工区の土地は、楠町吉崎字三之割185番地4から楠町吉崎字四之割83番地2に至る間の地先公有水面の埋立地でございますが、図のとおり、楠町吉崎字四之割にそのより多くが面していることから、この土地を吉崎字四之割に編入しようとするものでございます。

なお、今回の3工区で、下水道施設用地として予定されておりました全ての埋め立てが完了することとなります。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 早川新平委員

この字というのをさ、これ、市で字を抹消することはできやんの。この字という意味が、俺、昔はよくあったけど、字って要るんかな。

○ 杉本市民課長

基本的には、土地の登記簿に字名は既に入っていたりしますので、それを抹消するということは通常ないかなと思います。

○ 早川新平委員

もう最後にします。

字って必要なのかなと思うて、逆に。

○ 杉本市民課長

済みません。市民課、杉本でございます。

字で、ある程度場所の位置関係がわかるというところもございますので、そういったところで字を使用しまして、場所の位置を明らかにするという部分はあるかと思えます。

○ 早川新平委員

それ以上、言いません。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

済みません。その字のつける基準というのは。

○ 杉本市民課長

市民課、杉本でございます。

今回の場合であれば、この地図に示してありますとおり、三之割という字と四之割という字にまたがる埋立地でございます。その位置関係から、より割合の多いとか、そういったものから判断をして決めさせていただくということになります。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第73号町及び字の区域の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしを認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第73号 町及び字の区域の変更について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、所管事務調査として、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況についての報告を受けたいと思います。

説明をお願いします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、産業生活常任委員会関係資料でございます。タブレットでは引き続きまして、07、11月定例月議会、そして、06産業生活常任委員会でございますけれども、申しわけございません、画面右上の更新ボタンを一旦押していただきまして、本日新たにアップロードした資料がございますので、ダウンロードをお願いいたします。右上にございます丸い矢印のマークでございます。そちらを押していただきまして、更新をお願いいたします。その後、002市民文化部（追加資料）をお開きください。

産業生活常任委員会関係資料35分の1となっております。それが新しい資料でございます。よろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 中野文化振興課長

ありがとうございます。

では、所管事務調査でお世話になります四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況につきましては、35分の4ページをごらんになってください。

四日市市美術展覧会運営委員会につきましては、平成26年度まで産業生活常任委員会委員長に委員として参画いただいておりますけれども、市議会での各種委員会等への市議会議員の参画の見直しに伴いまして、平成27年度から委員として参画されなくなりましたので、このように所管事務調査において報告を行うものでございます。

一つ目の項目といたしまして、市美展運営委員会の設置の趣旨がでございます。

2段落目でございますように、美術展覧会の開催要領及び作品の公募要領の作成に関すること、出品作品に係る審査の進行管理に関することなどを所掌事務としております。

二つ目の項目に、運営委員会委員名簿を記載しております。任期は2年間でございます。次ページ、5ページをごらんになってください。

令和元年度、平成31年度の運営委員会の開催状況をごらんください。5月に開催いたしました第1回の会議につきましては、6月定例月議会の折の所管事務調査でご報告をさせていただきます。

(2)に記載のとおり、去る11月12日に、第2回目の運営委員会を開催しましたので、この内容をご報告いたします。

10月に開催を終えました第46回の美術展の開催結果の報告と、次回第47回に向けました意見聴取を行いました。

会議において報告いたしました開催の状況につきましては、資料4項目めのとおりでございます。9月28日土曜日から10月6日まで開催をいたしまして、出品総数は445点、部門ごとの内訳は(3)のとおりでございます。観覧者数は4802人でありまして、参考に過去5回の実績も記載をさせていただきます。

なお、審査につきましては、(5)にございますように、9月21日、22日に公開で行いました。審査員は運営委員の委員とは兼務しないことといたしまして、資料6ページに名簿を記載しておりますように、各部門5名、6部門で合計30名の審査員を選任しまして、今回の審査に当たっていただきました。

運営委員会委員からの主な意見といたしましては、このたび初めての試みといたしまして、洋画の作品、洋画の部門の会場を2階の展示室に移しましたところ、作品の二段がけが解消され、また、天井が高い部屋であったことから大変見やすくなった。これからも続けるとよい。より多くの出品を促すために、特に絵画の作品については、小さい作品が出品しやすくなるよう、大きさの上限を見直してはどうか。また、審査対象外となる作品についても、出品作品の大きさを検討してはどうかというようなご意見をいただいております。

また、若い世代の出品をふやす方策として、市内の企業に働きかけてはどうかというご意見もいただきました。これまで若い世代へのPRとしましては、高校の美術部や写真部に募集要項を届けておりましたけれども、これに加えて、企業へのPRも今後努めてまいりたいと考えておるところでございます。

資料7ページ以降は、参考といたしまして、運営委員会設置要綱、また、審査要綱をおつけしてございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご意見、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

委員長、行って見てどうでしたか。

○ 三木 隆委員長

彫刻とかね、彫り物のグループね、やっぱりちょっとさすがにうなるところあったんですけど。絵画もね、非常に力作があつてね、僕は、ちょっとあっち方面の人間やないもんで、あんまりよしあしがよくわからないんですが。

ただ、ちょっと高齢化が気になったかなと思ってね、作者のね。うちの町の文化祭も年々ちょっと少なくなってくる傾向があるもんで、その辺がちょっと気がかりかなというふうに感じました。なんじゃそれ、俺か。

○ 樋口龍馬委員

いや、行ってみて、どう思われたかなと思って。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

年々、出品数が減っていますね。少し気になるところですけど、これから企業にも募集をかけるということで、これはすごくよろしいな、これから企業にね。それから、高等学校、市内に幾つかあるのかな、高等学校もやっぱり積極的に展開してもらうのは必要かなと思うので。

ついせんだって、北勢の2校、いなべ総合学園と、川越高校、合同書道展がありましたな、文化会館でね。だから、高校生も最近随分、文化部が頑張っているし、高校も大学も、また案内は出してほしいなと思います。行っているかもしれませんが。

総出品数は少しずつ、少しずつ減って、400台は変わっていないけど、安定した数字といえそうですけどね。もうちょっとふやしたいかな。三重県では、全体的にどんなふうな数字か知らないんですが、よそはよそとして。できればもう2割、3割ふやしたいところやなと思いますが。頑張ってください。

以上です。

○ 早川新平委員

これは正副委員長に出品してもらわなあかんね。

○ 三木 隆委員長

意見ですか。勝手に発言しないように。

別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

15：02 休憩

15：17 再開

○ 三木 隆委員長

次に、四日市北警察署跡地整備事業の進捗状況についての報告がありますので、説明をお願いします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課長の宮原と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、四日市北警察署跡地整備事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

資料につきましては、同じ資料の産業生活常任委員会関係資料の34ページをごらんください。

当事項につきましては、平成31年2月定例会議会予算常任委員会産業生活分科会におきまして、進捗状況等につきまして当委員会へ報告するようご意見をいただいているところでございます。

6月定例会議会におきましては、地域住民、三重県管財課、四日市北警察署との協議につきましてご報告させていただきましたが、それ以降の状況についてご報告させていただきたいと思っております。

まず、防犯拠点施設設置予定地につきましては、旧四日市北警察署跡地の南東のエリア260㎡を三重県から借り受けます。ちょうど警察車両の駐車場として利用されていた場所で、現在の借用予定地につきましては、三重県の警察本部によって駐車場が解体され、整地されている状況でございます。9月には三重県等との境界線の現場の確認をさせていただいております。

賃借料は、相続税財産評価基準に基づく路線価の3%、金額にいたしますと、年間約50万円を想定しております。

当市が賃借する部分以外の跡地につきましては、三重県管財課が、今年度中に売却することと、そのようにお聞きをしております。

続きまして、関係機関との協議でございますが、6月にもご報告させていただきましたが、富田地区連合自治会からは、日々の活用は難しいが、防犯力の向上となり、施設整備に賛成するとのご意見をいただいております。

富洲原地区連合自治会からは、まちづくり推進協議会を中心に、地区内の危険箇所等の洗い出しを行い、見守り活動を実施している団体が分担して、該当箇所を巡回する。施設

を活動の拠点として、団体間でそれらの情報交換を行うであったり、施設に掲示板を設置し、防犯活動に関する情報を住民が入手できるような施設とするであったり、警察OB等を講師として、犯罪被害に遭わないための講座や捕縛術、護身術等の講座を実施するなどの案が提示されております。

なお、設計等につきましては、図面を提示し、説明をさせていただきました。参考までに、次ページの35ページには配置図案を掲載しております。施設の面積は50㎡を予定しております。

三重県管財課及び警察本部との協議につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現場において境界の確認を行い、支柱や電柱の移設についても協議を行いました。

本市における取り組みにつきましては、令和2年度当初予算の要求、警察OB職員の常駐を想定し、地元案に基づく備品等の整備を行ってまいります。

なお、開館の時間につきましては、11時半から20時を想定しており、人員配置につきましては現在調整中でございます。

ご報告は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がありましたらご発言ください。

○ 樋口龍馬委員

これって、上物は市が建てるわけですね。

○ 宮原市民協働安全課長

はい。そのとおりです。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

上物、幾らかかるの。

○ 宮原市民協働安全課長

現在、上物といいますか、下の整備等も含めまして、予算要求の段階では2600万円強を今、要求はしておるんですけれども、ちょっとこれは、実際工事を発注する段階になっても多分下がってくると思うんですけれども、要求の段階ではそのようにさせていただいている状況ではございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度とします。

次に、審査順序外となりますが、10月に開催しました所管事務調査における質問への回答が出てきております。紙資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

それでは、説明をお願いします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原でございます。

それでは、この場をお借りいたしまして、10月28日に開催されました所管事務調査においてご質問いただきました事項について、ご報告させていただきたいと思っております。

委員より、まず、仙台市において条例違反者の氏名を公表しているが、本市では公表できないのか。また、県条例違反者についても、県条例を援用して氏名を公表できないのかというご質問をいただいております。

氏名の公表に当たっては、条例の目的に照らし、著しい違反行為が行われているかどうかを判断する必要がございます。現状では、客引き行為において執拗な客引き等は見られないため、氏名を公表し、市民に注意喚起を促す緊急性は低いと考えております。

なお、県条例違反者につきましても、違反者の認定、警察との捜査情報共有の観点から、市での氏名の公表は難しいと判断しております。

また、仙台市にも確認をいたしました。違反者をホームページ上で公表しているものの、違反者において不利益になるとの認識がないということで、引き続き客引き行為を行う者が多いということでした。

次に、委員からは、飲食店の営業許可を行う際に、商店街振興組合等への加入を義務づけることはできないのかとご質問をいただきました。

担当部局へ確認いたしましたところ、営業許可は、食品衛生法により、衛生面において問題がなければ許可を出すこととなっており、また、組合への加入は任意となっていることから、義務づけることは困難とのことでした。

それから、2の今後の取り組み方針についてでございますが、他市の状況等を見ましても、条例のみの強化を行っても客引き行為を完全に排除することは極めて困難であり、手口の巧妙化であったりとか専門業者への意向など、潜在化が懸念されるということから、地域、警察、行政が協働しながら対応していくことが不可欠であると考えております。

地域の方々の総意が得られるよう、現場の状況について意見交換を行い、国体等に向けて、南警察署との連絡調整を図り、巡視活動の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

ご説明、以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 早川新平委員

一番最初の市民に注意喚起を促す緊急性は低いと考える。緊急性は低いんやなしに、これは抑止力の問題で名前を挙げたらどうやという意味なんで、いまの説明を受けると、最後のほうにあるわな、あんまり公表は難しいとか、そここのところの兼ね合いなんやけど、緊急性は低いつて、緊急性はもともと求めていなくて、抑止力になればなというところのご意見やったと思っておるのやけど、名前公表しても、何の効力もないつて次のところに出ておったでな。これ、意見です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

ごめんなさいね。もし可能やったら、ネットの配信を切ってもらったほうが話がしやすいんですが。

委員長。オーケーですか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 樋口龍馬委員

皆さんも別個に警察さんとは会うと思うんですよ。僕のイメージだと、四日市南警察署の署長さんは確かにちょっと硬いですわ、今。けど、交番とかは、もうとにかく何とかしたいという思いが強いですよ、現場の警察官さんは、物すごく強くて。

彼らに県条例を強くしてもろうたらどうなんですかと言うと、いや、県条例じゃなくて市条例でやってほしいってお巡りさんたちは口をそろえて言うわけですよ。これは、そういう話は来ていますよね、多分。

○ 宮原市民協働安全課長

南警察署とお話をさせていただく中では、県条例ではなくて市条例というようにお話を聞きしたことはございます。

○ 樋口龍馬委員

今までの議論の中で、市条例でその県条例に係る部分を規定しないほうがいいんじゃないか、ダブルスタンダードになるんじゃないかということを四日市市としては守ってきたというか、非常に考えながらやってきてもらったという側面もあるものの、県行政としても、市条例にのっとった取り締まりで問題がないということを言っている以上、もうここまで来たら市条例でやったらどうやというのと思うんですが、どうですかね。

○ 宮原市民協働安全課長

これは非常に難しいところだと思っております、例えば前回の所管事務調査でおきま

しても、樋口委員のほうから、例えば仙台市におきましては、全業種が対象の条例を4月1日に施行したところでございます。

仙台市の数字を見ておりますと——これ、新聞でも報道されておるんですけども——4月1日に条例が完全施行されまして、3月8日に客引きの数を仙台市さんが調査されております。

その時点で1036人いた客引きが、条例施行後の4月には687人、約3割減っております。そこから、また5月に調査したところ、898人、約900人にふえているということで、1割ぐらい、1カ月で3割減ったけど、また1割のところまで戻したということが新聞報道に出ておまして、11月現在の数字がまた確認されたようなので、そこをちょっとお聞きしたところ、850名ぐらい。ずっと1割5分減ぐらいで推移しているということで、市条例の対応だけでは難しいのかなというところも考えているところではございます。

ですもので、ちょっと地域の住民の方も含めまして、これ、規制をかけていくとなると、我々どもが勝手にといたしますか、地域の住民の総意も得ながらやっていくことが必要であるということもございまして、我々もどの手段がいいのかというのは、まだ判断しかねているというところではございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

警察さんに言わせると、自分たちもスターアイランドの前の通りを通って店をなくしていくために、相当に苦勞をしながらやってきたりしながら、少しでも客引きがのさばらんような状況は、自分たちのやれる範囲の中でやってきているんだけど、この先をさらに取り締まっていくために市条例を強化してほしいという言い方を警察官さんがしているのを私は聞かされているんですね。ただ、もうこれ、言った言わんの世界になるもので、今ネットを切ってもらったんですけど。

県警幹部職員がどう思っておるかは別にしても、現場に出ておる人たちはゆゆしき事態だというふうに思ってみえるし、ただ、その彼らも、松阪の愛宕やとか、津の大門やとか、鈴鹿の平田だとか、桑名の駅前だとかというところにまで手を広げる必要はないかな、四日市だけでまず締めていきたいから、四日市の条例を強くしてほしいということを県警の職員が言っておるわけですね。

その中で、効果のあるなしというのは別にしても、そういった最終、どこがひっかかる

んやというのは、県条例と市条例と上位法がどっちなんだという話でなんでしょうけれども、歩み寄るんだったらもう市条例を強くして、県にしっかりお願いをしながら、それで減らなんだら、減らなんだときの対策を打つしかないんじゃないかなと。

やっぱり多いですわ。ちょっと居酒屋減りましたけどね、今。ちょっと居酒屋減ったイメージがあります。そのかわり、黒服ふえていますわ。今の僕の歩いている感じだと。僕もそんなにしょっちゅう歩いておるわけじゃないんであれですけども。居酒屋キャッチはちょっと減ったイメージがあります。でも、また最近、プラトンホテルの前あたりは元気がいいんですねというイメージですけど。

○ 山下市民文化部長

前も少しお話しをさせていただきましたが、市条例でいっても、科料と過料の違いがかなり大きいのかなという気がしてまして、ただし、科料でやろうと思うと検察庁を動かさなあかんということになると、別に、今市条例でも科料をやっていますから、できやんということはないんですが、そのためにやっぱり警察さんと一緒に行って、警察さんが相当一緒にやるのでというふうに言うていただかないと、なかなか検察庁も認めやんやろうなというのは一つあるかもしれません。

それと、さっき、前も申し上げました過料でやってしまうと、結局だんだん、今はやろうと言っておっても、警察さん、離れていかへんかなと、それは市でやってもろうたらよろしいんやんかというようになっていかへんのかなというちょっと危惧をするものですから。その辺が、簡単に過料でやっていってええのかなというのも、ちょっとその辺があつて悩んでいるというのが実態です。

○ 樋口龍馬委員

それ、県と市で何か締結できないんですか。きちんと協力していただくことが担保とれるような。

○ 山下市民文化部長

それがですね、結局は組織なので、警察さんの上のほう、交番さんはそうですけど、上のほうの考え方がそういうふうにならないと、なかなか下から上げていっていただいて警察署長さんがそれでええやないかと言うていただければ、それでいけると思うんですが、

それがない限り、そこでとまっておって、交番さんがこっちに言っておってもらっても、県警本部が動いてくれないとなかなか厳しいのかなというふうには思っていますけれども。

○ 三木 隆委員長

これ、所管事務調査の中で、まだまだ続いていきますもんで、この深いところは、いろいろな課題については委員の質問でよくわかって、理事者の回答でもわかりましたので、今後、所管事務調査の中で、できるできないというのを確認していきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

結構です。

○ 三木 隆委員長

それでは、本件につきましてはこの程度とします。

これで、市民文化部に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

理事者の入れかえがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

よろしいでしょうか。

これより所管事務調査として、令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 伊藤人権行政監

済みません。人権行政監の伊藤でございます。

私からは、所管事務調査につきましてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、タブレット07、11月定例月議会、06産業民生常任委員会、003人権同和政策課（所管事務調査資料）、こちらのほうをお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 伊藤人権行政監

よろしいでしょうか。

それでは、まず、132分の2ページのほうをごらんいただけませんか。

人権同和政策課が所管いたします人権施策推進懇話会につきましては、今年度、年間3回の開催を予定しておりまして、そのうちの2回を既に開催いたしました。また、四日市市同和行政推進審議会につきましては、年間2回の開催を予定しておりまして、そのうち1回を開催いたしましたところでございます。これにつきまして報告をさせていただきます。

まず、めくっていただきますと、4ページが第1回人権施策推進懇話会について、概要をまとめたものがございます。第1回目の人権懇話会は7月24日に開催いたしました。4ページのこれまでの懇話会の経過のところにありますように、例年、第1回目の懇話会では、前年度に実施された人権施策の内容をもとに、よっかいち人権施策推進プランの進捗管理及び評価について議論をいただいております。今回も同様にご意見をいただきました。

中段のプランに基づく事業をごらんいただきますと、当委員会の所管は男女共同参画課、多文化共生、雇用の安定などの人権について、43事業でございますが、懇話会ではこれらを含む全177事業について、委員の皆様からご意見をいただいております。

(1)の本市の人権施策につきましては、今後、外国人労働者の増加や多国籍化が見込まれることから、これまで以上に多言語対応が必要であるなどのご意見をいただいたところでございます。

加えて、よっかいち人権施策推進プランの見直し案につきましても、意見をいただきました。この見直しは、基本的な理念はそのままとし、現状の課題や語句、法律、事業等の記載を新しく見直すものがございます。

よっかいち人権施策推進プランの見直しについて、委員からは、「はじめに」の中に、現状の課題について、高齢者や外国人などの暮らしに密接した課題や事例を入れてはどうか、高齢者の活躍のためのバリアフリー化などの環境が整っていないなどのご意見をいただいたところでございます。

なお、5ページからは当日の資料でございまして、6ページには委員の名簿を載せさせていただきます。委員は、学識経験者1名と7団体から7名の計8名でございます。

また、7ページから35ページが全部局の人権施策177事業をまとめたもの、36ページから78ページまでがプランの見直しに関する資料でございます。

次に、80ページのほうをお願いいたします。

第2回の人権施策推進懇話会について概要をまとめたものでございます。第2回の人権懇話会は10月28日に開催をいたしました。議論の内容は、前回に引き続き、よっかいち人権施策推進プランの見直しでございました。

10月28日には、出席者のところを見ていただきますと、委員4名欠席、行政職員4名欠席となっております。特に、委員4名の欠席は、事前に1名の方の欠席のご連絡はいただいております。当日、体調不良でお二人、急用ができたということでお一人、4名の欠席になりました。事前に欠席ご連絡をいただいていた方と急遽体調を崩された方については、ご意見を事前にいただいておりますもので、委員会の場で意見を披露させていただき、議論を進めさせていただいたところでございます。行政職員の欠席につきましては、当日、新総合計画調査特別委員会の会議のほう重なっております欠席をしたという形になっております。

委員からの主な意見といたしましては、本来、その人が持っている力を引き出す取り組みであるエンパワーメントの取り組みの充実に期待する、バリアフリーのまちづくりについて、施設の整備だけでなく、例えば避難所運営など、さまざまな課題の解決のため、関係部局の横断的な連携についての記述を加えるとよいなどの意見をいただいたところでございます。

なお、この懇話会は、今年度3回目の開催を予定しております。3回目は、1月に引き続き人権施策推進プランの見直しを行うとともに、第1回目の懇話会でいただきました昨年度の人権施策についての意見を取りまとめた人権施策の外部評価について議論をいただく予定でございます。

なお、81ページから107ページは当日の資料になっております。

次に、四日市市同和行政推進審議会についてでございます。

109ページをお願いいたします。

今年度第1回目の会議の概要をまとめたものでございます。109ページのこれまでの審議会の経過と審議内容のところでございますが、この審議会は広く同和問題の解決に向けた重要事項の審議を行うこと、また、教育・就労を重点課題として審議をいただくことを目的としたもので、今年度は10月11日に開催をいたしました。あらかじめ行われました教育・就労と市営住宅の二つの専門部会の取り組みを受けまして、審議会ではそれらの部会の報告についての協議の場とさせていただいております。

出席者のところでございます。委員2名欠席という形ですけれども、こちらの委員2名

の方の欠席につきましても、急用によるものがお一人と、当日体調不良という形で欠席をされた方がおりました。計2人ございます。行政職員の欠席10名というところでございますけれども、こちらのほうは、当日、同じく新総合計画調査特別委員会の開催がありましたもので、そちらのほうへの出席という形で欠席になりました。

110ページからは当日の資料でございます、111ページが委員名簿でございます。一番右の欄をごらんいただきますと、学識経験者が2名、関係機関の代表が12名の合計14名の委員名簿でございます。

112ページの上の名簿が教育・就労について検討いただきます専門部会でございます、学識経験者1名と関係機関の代表4名の計5名の名簿でございます。

同じく、112ページの下の名簿が市営住宅の専門部会の委員名簿でございます。

113ページから125ページが昨年度の教育・就労の状況についての資料、126ページ、127ページが市営住宅の一般化に向けた取り組みについての資料でございます。

これらについて委員からいただきました意見につきましては、109ページに戻っていただきまして、中段より下の委員の主な意見といたしましてまとめておりますが、低学力傾向の解消や進路・就労保障のための支援について、将来自立した生活ができる実力を子供たちに身につけさせるという視点を常に持って取り組んでほしい。就労支援については、就労の形態や条件によって離職率が左右されるため、地域住民の離職後の状況も注視してほしい。各企業が設置する公正採用選考人権啓発推進員の人権意識が高まることで、企業における人権教育や差別撤廃教育の進展が期待できる。よって、ハローワークとも連携して推進員を生かす取り組みを強化すべきなどのご意見をいただきました。

また、128ページは、四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針でございます。

これは、平成28年に制定されました部落差別の解消の推進に関する法律を受けて、昨年度の審議会で策定したものでございます。今回の審議会では、具体的方針につきましてその内容の確認にとどめ、この方針に基づく事業の取りまとめを1月に開催する今年度第2回目の審議会で行う予定としております。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ご質疑もないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。理事者の方はご退席ください。

委員の皆様は協議事項がありますので、今からご相談します。

まず、休会中の所管事務調査についてですが、日程が結構きつくて、今、一応日程案は1月17日金曜日午前10時、1月20日月曜日午前10時、1月27日月曜日の午前10時からという、この3日間なんですけど、まずは、実施の有無についてはどのような意見がありますか。

○ 日置記平委員

やるかやらないか。

○ 三木 隆委員長

そうです。

○ 日置記平委員

やったほうがいいんじゃないですか。

○ 三木 隆委員長

これ、さっき3日言うた日程ですね、この午後から結構みんな入っておるんですよ。20日は議員説明会が午後1時から、27日は議員研修会が午後1時半からと、こういうふうに入っています。17日は両方とも空いておるということです。

まず日を決めてという部分なもので、相手さんの部分もありますもんで。

○ 日置記平委員

委員長、相手さんって誰ですか。

○ 三木 隆委員長

いや、例えば卸売市場であれば、市場関係者のお話を聞くとか、そういう部分ですわ。行政の部分は、この部分は民営化になってるから、どっちかというとも市場会社の動きを待つというスタンスだもんで、市場会社は今後どういう方向性を持って進んでいくかという部分が、先回、ちょっと個人的に会いまして、そういう動きでないと、我々としてもなかなか活動しにくいですよと。そういう方向性があれば、何らかの手伝いなり何なりというのが見えてくるんじゃないかなというふうなお話をしたんですけどね。

○ 樋口龍馬委員

28日から行政視察、入っていますよね。その中で市場も見てくるので、市場関係者から今話を聞かなくてもいいんじゃないかなという気がします。

○ 三木 隆委員長

向こうもね、まだ方向性がはっきり定まっていないというような話でしたもんで。この28日からやったら、1月20日の月曜日、きついか。17日は両方あいているけど、27日は行政視察の前日なもんでね。

○ 日置記平委員

よろしいやろう。

○ 三木 隆委員長

いいの。

17日。どうですか。

○ 小川政人委員

これから話聞いてみて、また。

○ 三木 隆委員長

1月17日金曜日の10時ですか。

○ 日置記平委員

向こうはええんですか。

○ 三木 隆委員長

テーマについては、どうでしょうね、この四つの継続テーマのうち感触は、市立四日市病院の中期経営計画についてはまだまだちょっと準備中という部分で、あんまり煮詰まっていないうな感じです。

客引き行為等の防止については先ほどちょっと議論があって、ここらのテーマはそれを突き詰めていくというのはやれると思うんですよ。

あと、産業の創出、活性化については、ここらは具体的なものが見えてこないという部分でね。

○ 日置記平委員

ちょっと打ち合わせ。

産業活性化が具体的に見えてこない。

○ 三木 隆委員長

それは私個人の意見ですよ。

○ 日置記平委員

個人で。

○ 三木 隆委員長

私の個人的な意見で。

○ 日置記平委員

そのところでね、市長は市長で、自分の市政方針としてね、四日市の新産業の振興をうたっているんで多分見えているはずだと僕は思っているんですよ。だけども見えないものですか、何も無いのかもわからんけれども。

それはそれとして、ちょっと言っておいてほしいなど。

○ 三木 隆委員長

樋口委員の質問でもきょうあったように、いろいろシステムとか、何かいろいろ質問されていた部分ですね、ああいうのを含めてちょっと深掘りするというような話も、今の産業の創出と活性化というところに向けて具体的にどのように考えているかというのですね。あんまり明確な返答がなかったと思うんですね。

○ 樋口龍馬委員

総務省は2030年を目途しながら新しいことをしていきましょうということを言っていて、四日市の今回の企業立地奨励金の関係の話は、ちょっとピントがずれているのかなというイメージがあったもんですから、どの辺までちゃんと国の動向をつかんでいるんですかという趣旨の質問をしたんですけれども、つかんでいないということやったんで。

○ 三木 隆委員長

ちょっと勉強させる意味からもね、これ、私としてはね、この部分のテーマでやりたいかなと思うんですけれども。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

それなら、そのテーマでいきます。

次に、令和2年1月8日水曜日、議会報告会について、これも午後6時30分から8時45分ですが、6時集合ということで。会場は大矢知地区市民センター。ちょっとわかりにくいですので、事前に聞いておいてください。2階大会議場。

シティ・ミーティングのテーマはまだ未定なんですけど、ちょっと地域性を考えたり、時節柄を考えてちょっと頭をひねっておるんですけど、何かいいテーマがありましたら。

○ 小川政人委員

正副一任。

○ 三木 隆委員長

出た。

なら、正副で、ない知恵絞って考えますわ。

○ 日置記平委員

頼みます。

○ 三木 隆委員長

あと、役割ね。前回からね、司会、報告者、だから報告者というところ、協力をお願いしたいなという部分で、今回、そんなに大きな中身はないもので、また私のほうから指名しますの。

断らんといてください。

それと、次の2月定例会議会の議会報告会の、これ、場所ですね。日程は令和2年3月30日、月曜日はもう決まっておるんですわ。開催場所は、北部ブロックで一番開催が古い順番でいくと、保々、八郷の順番やもんで、保々地区に決定します。

あと、詳細はまた、これは追ってやね、この部分。

あと、行政視察。令和2年1月28日火曜日から30日の木曜日まで、これは資料、行っておるね、もう皆さんには。

○ 伊藤議会事務局主事

これは、資料は事前に提示しておりますけれども、今回行程表の詳細として、宿泊とお食事場所などを記載しております。

○ 三木 隆委員長

それを載せたやつ、配っておるの。

○ 伊藤議会事務局主事

タブレットのほうに。

○ 三木 隆委員長

タブレットに載っておるの。

○ 伊藤議会事務局主事

はい。015が行程案として出させてもらってしまして、あと、016が以前に提出した質問事項ですが、年末ぐらいに送らせていただこうかなと思っておりますけれども、こちらをご確認いただいて、最終的なご意見等をいただければと思っております。

○ 三木 隆委員長

委員の皆さんから、視察先の施策に関する質問等々を、今募っていますので、何かこの行き先に応じた何か質問をあれば、事前にとということやな。

○ 伊藤議会事務局主事

はい。

○ 三木 隆委員長

これ、締め切りはいつまで。

○ 伊藤議会事務局主事

年末までに送付させていただきたいので、この委員会後か、この場で決定ができれば。

○ 三木 隆委員長

17日では遅いか。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。ただ、追加の質問は、一応10日ぐらい前であれば、お答えいただけるのかなとは思いますが。

○ 三木 隆委員長

これ、全然用意してないということ、質問。

○ 伊藤議会事務局主事

質問事項は016として載せております。

○ 三木 隆委員長

載っておるのは載っておるね。

それとプラスアルファをという意味で。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。編集のご意見とかがあれば。

○ 三木 隆委員長

そうしたら、もうちょっと何、きょう9日やな。今週中か。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。

○ 三木 隆委員長

何か興味あるテーマを向こうに、向こうさんにちょっと言うておかなあかんもんで、質問先に。そうやもんで、その準備がね、結構前倒しせなあかんもんで。何かありましたら事務局のほうに。今週いっぱいであえな。

○ 伊藤議会事務局主事

お願いします。

○ 三木 隆委員長

あと、何だ。次年度の管内視察及び意見交換会、例年、役員選考直後の6月に開催しておると。開催の有無に当たってどうするかという問いかけなんですけどね。例年どおりやるのかやらんのか。

これ、2年任期になったもんでね、どうなの。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員

例年通りやればいいんじゃないですか。

○ 三木 隆委員長

例年どおりで。

○ 樋口龍馬委員

と私は思います。皆さんがせんと言ったら別にいいですけど。

○ 三木 隆委員長

それじゃ、例年どおりやるということで。

○ 日置記平委員

やるのはええけど。

○ 三木 隆委員長

いや、理事者側がね。

○ 日置記平委員

変わるの。

○ 三木 隆委員長

変わった人との顔合わせの部分大きいですわ。

○ 日置記平委員

それなら、そこだけでええわ。

○ 伊藤議会事務局主事

もし、それであれば、意見交換会だけ開催させてもらって、管内視察の部分を削るとい
うことも案として。

○ 三木 隆委員長

そこはちょっと正副に任せてください。

○ 日置記平委員

了解。

○ 三木 隆委員長

それでええか。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。これを別にすぐにというところでは。

○ 三木 隆委員長

以上やね。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。

○ 三木 隆委員長

何か抜け落ちておるところ、あらへん。オーケーと思われる。

これにて閉会します。ご苦労さんでございました。

16 : 01 閉議